

第2期向日市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の実施期間	
4	計画策定の策定体制	
第 2 章	向日市の子ども・子育てを取り巻く状況	
1	統計によるまちの現状	
2	市民意識調査結果	
3	関係機関へのヒアリング調査結果	
4	第 1 期計画の評価	
5	基本目標ごとの課題と方向性	
第 3 章	計画の策定にあたって	
1	基本理念	
2	基本的な視点	
3	基本目標	
第 4 章	施策の展開	
基本目標 1	安心して子どもを産み、健やかな成長のために	
基本目標 2	家庭での子育てを支えるために	
基本目標 3	仕事と子育てを両立できる環境づくりのために	
基本目標 4	子育てを地域で支えるために	
第 5 章	教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期	
1	教育・保育提供区域の設定	
2	人口の見込み	
3	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育	
4	地域子ども・子育て支援事業	
第 6 章	推進体制	
1	全庁的な推進体制づくり	
2	地域における活動との連携	
3	市民、企業等への P R と情報提供	
4	計画推進及び進捗状況の検証	



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国は、平成2年の「1.57 ショック」を契機に、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めて以来、様々な少子化対策に取り組んできました。しかしながら、少子化は急速に進行しており、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

そして、平成27年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げ、女性就業率の上昇を目指すことに合わせ、保育ニーズの増加が見込まれることから、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代、子ども達に大胆に政策資源を投入することとされ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

こうした背景の中、本市は、平成27年3月に「向日市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

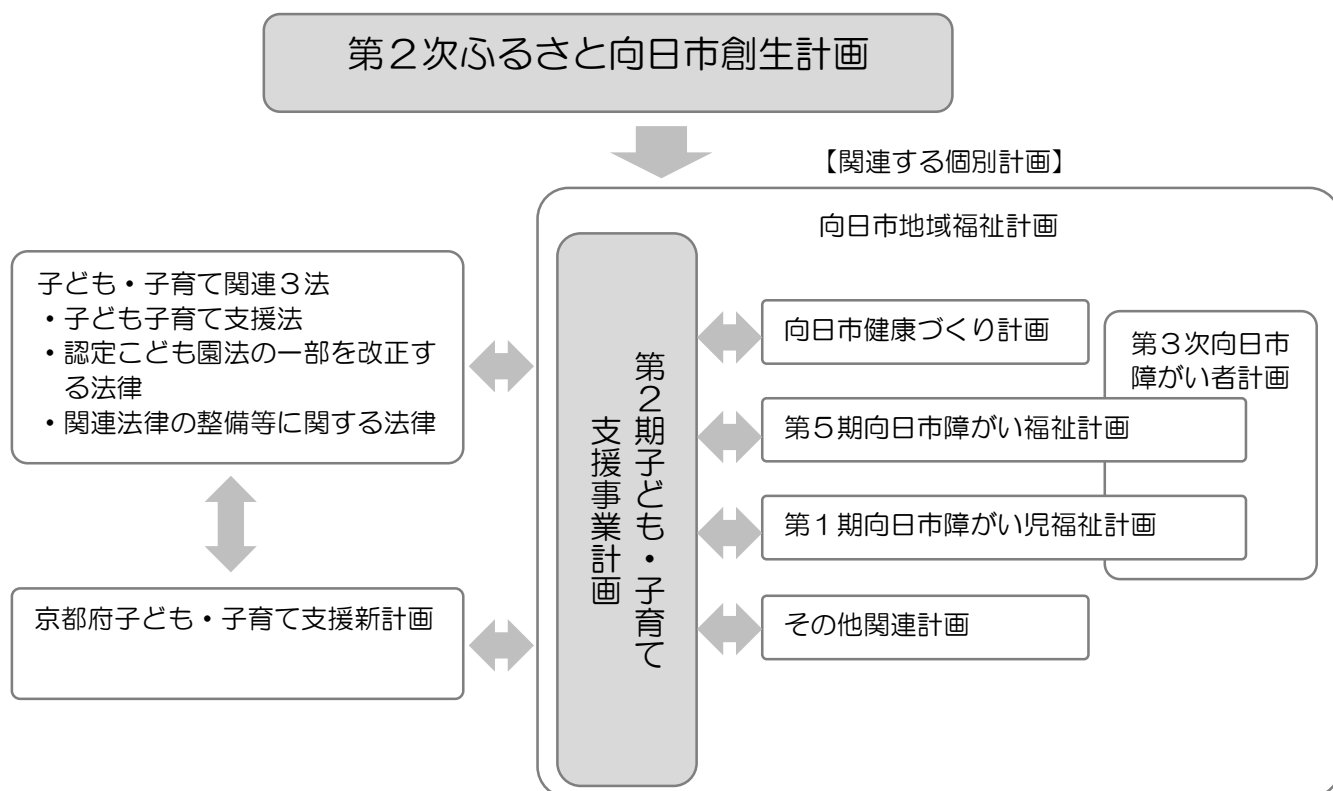
令和元年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることから、「第2期向日市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視する本市の実情に即した更なる環境整備を図ることを目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。

また、本計画は、本市が今後進める子ども・子育て施策の基本的方向や目標を示すものです。

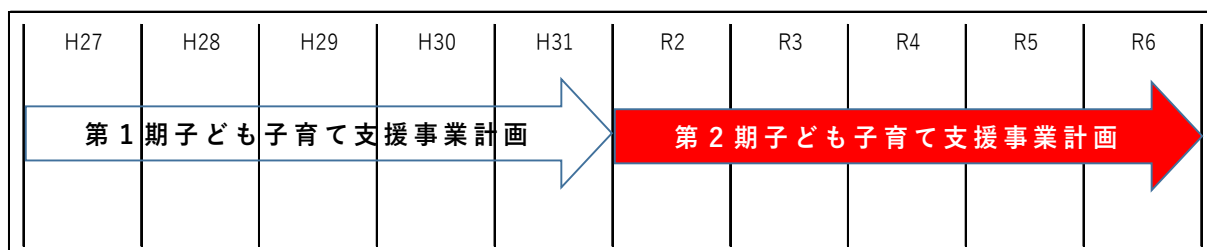
策定にあたっては、上位計画である「第2次ふるさと向日市創生計画」をはじめ、その他の関連計画との整合性を図っていきます。



3 計画の実施期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズの多様化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画策定の策定体制

本計画の策定にあたっては、「向日市子ども・子育て会議」において審議を行い、計画内容の検討を行います。

また、平成31年4月に「向日市子ども・子育てに関するアンケート」を実施し、子育てに係る課題やニーズの把握に努めるとともに、計画素案の立案に際してパブリックコメント等実施し、市民の皆さまからの意見を募ります。

(1) 向日市子ども・子育て会議・・・・・・・・

本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育て中の保護者、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「向日市子ども・子育て会議」を開催し、子ども・子育て支援事業計画の内容について協議しました。

(2) 子ども・子育てに関するアンケートの実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

特に、就学前児の保護者、小学生の保護者調査においては、国から示された調査項目及び集計方法に基づき、潜在需要も含めて、ニーズ調査の結果の分析を行いました。

(3) 関係機関へのヒアリング・・・・・・・・

子ども・子育て支援施策を地域での関係機関及び庁内において連携し、総合的かつ計画的に実施していくため、関係機関や関係部局に取り組み事業等の進捗状況や今後の方向性についてヒアリングを行いました。

(4) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

令和元年12月25日から令和2年1月23日に、この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定します。



第2章 向日市の子ども・子育てを取り巻く状況

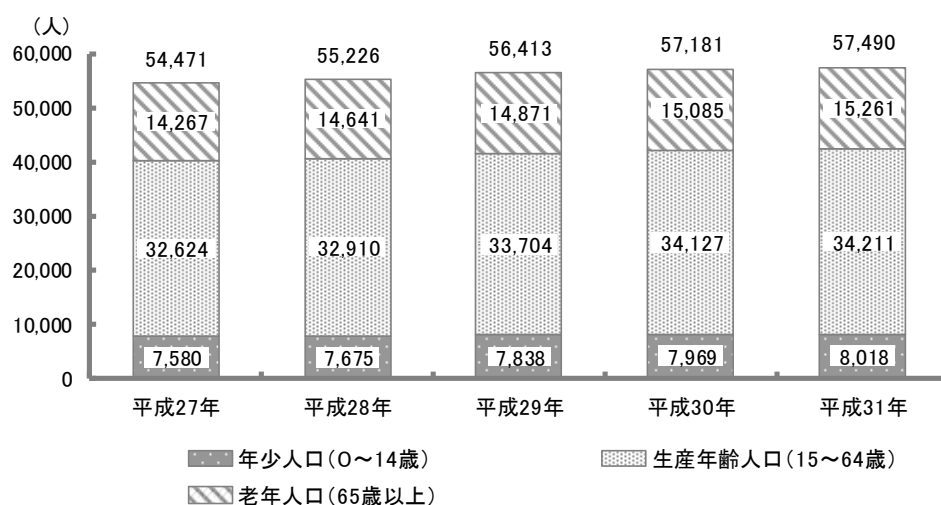
1 統計によるまちの現状

(1) 人口の状況

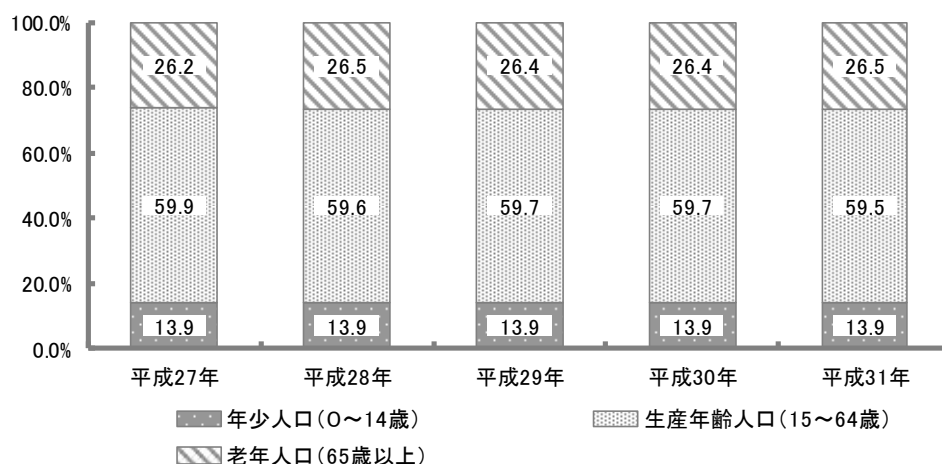
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で57,490人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、老年人口（65歳以上）が最も増加しており、高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移

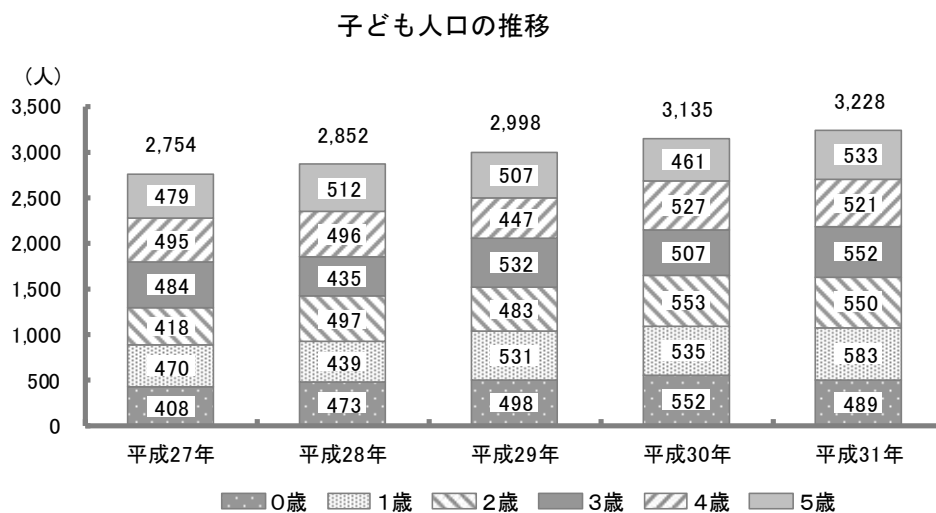


年齢3区分別人口の構成比



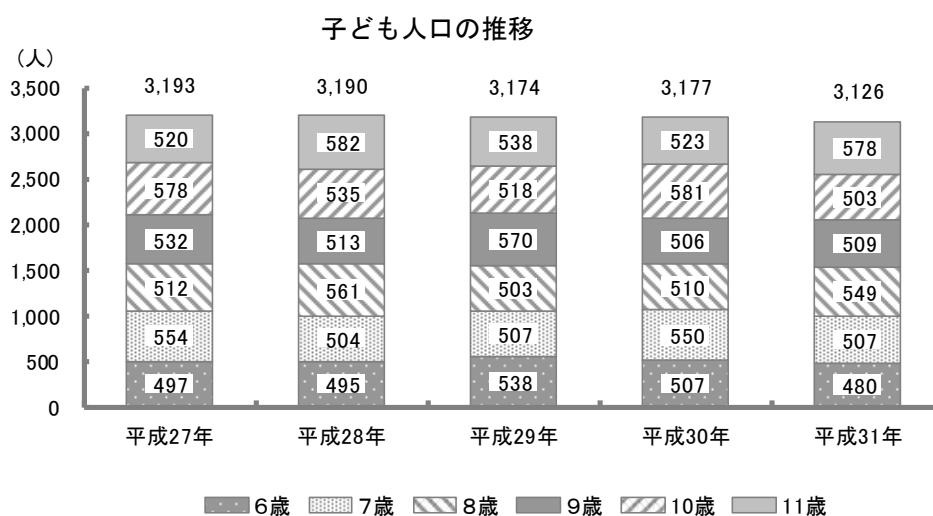
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降増加しており、平成31年3月現在で3,228人となっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年3月現在で3,126人となっています。

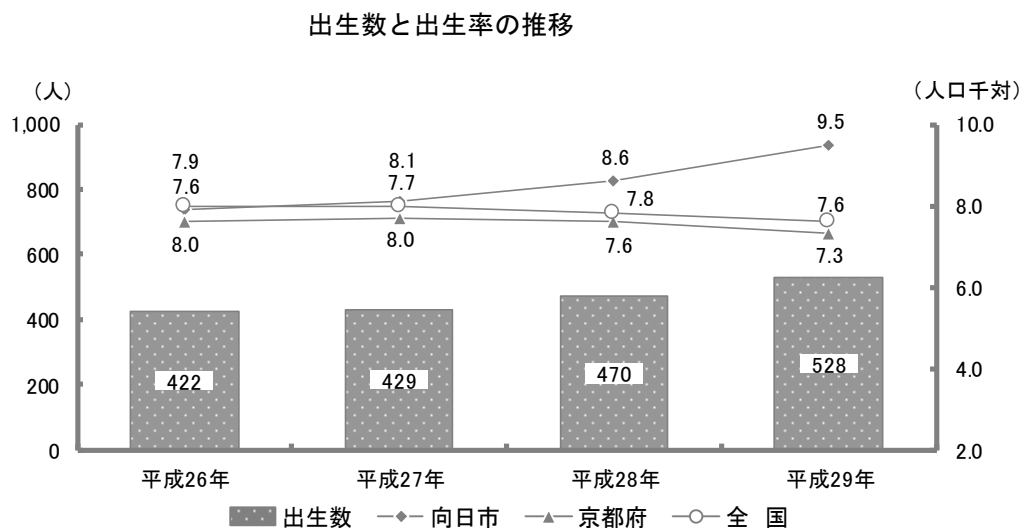


(2) 出生の動向 ・ ・ ・ ・ ・

① 出生数と出生率

出生数は年々増加し、平成29年では528人となっています。

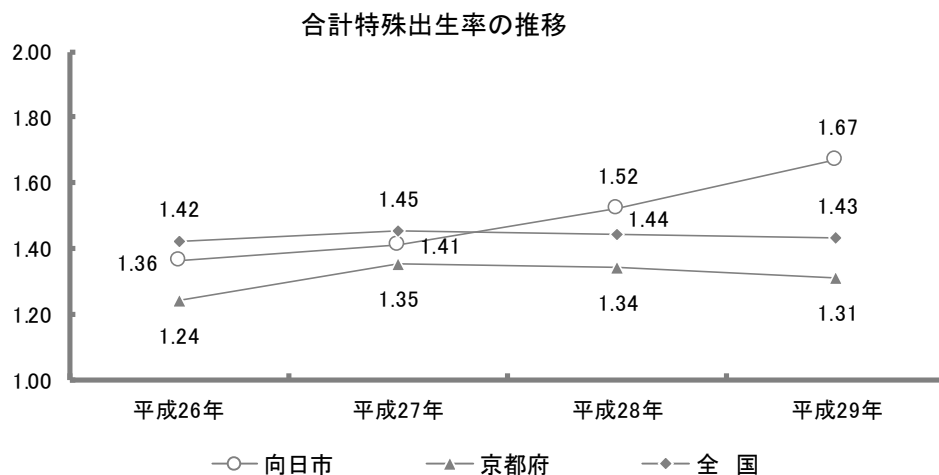
出生率も同様に増加し9.5となっており、全国・京都府を上回っています。



資料：京都府保健福祉統計、厚生労働省人口動態調査

② 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は平成29年までは増加しており、平成29年で1.67となっています。また、全国・京都府と比較すると高い値で推移しています。

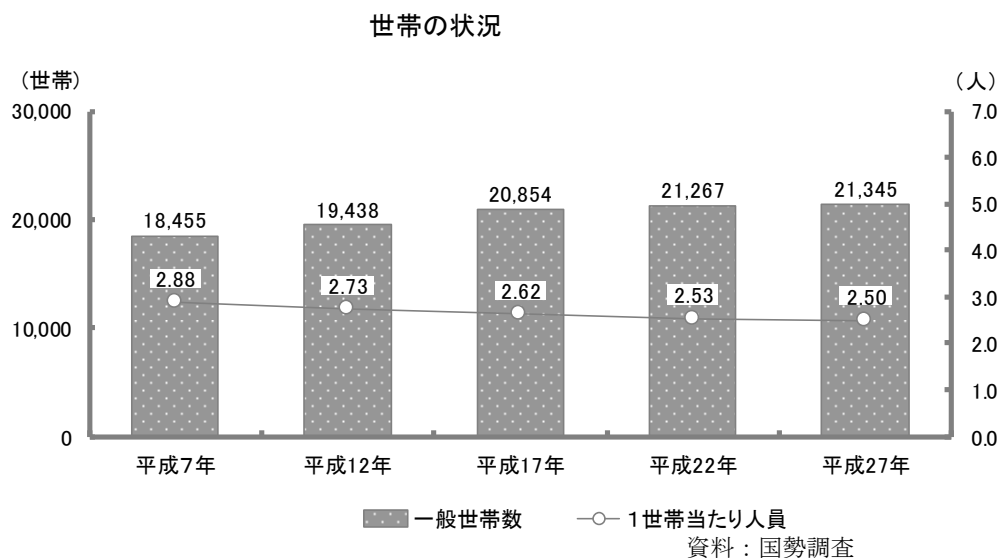


資料：向日市の概要

(3) 世帯の状況 ● ● ● ● ● ● ●

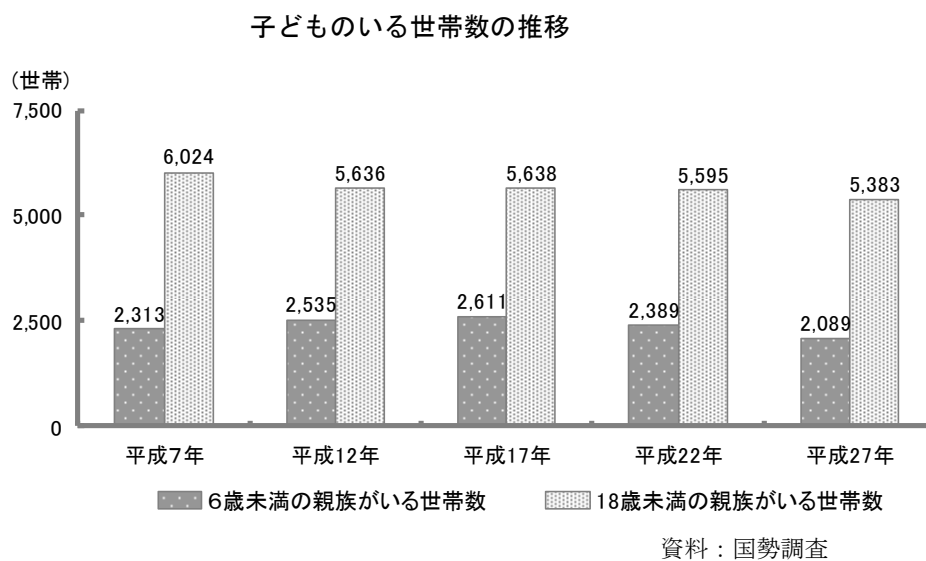
① 世帯数と1世帯当たり人数

本市の一般世帯数は増加しており、平成27年で21,345世帯となっています。一方、1世帯あたり人員を見ると減少しており、平成27年で2.50人となっています。



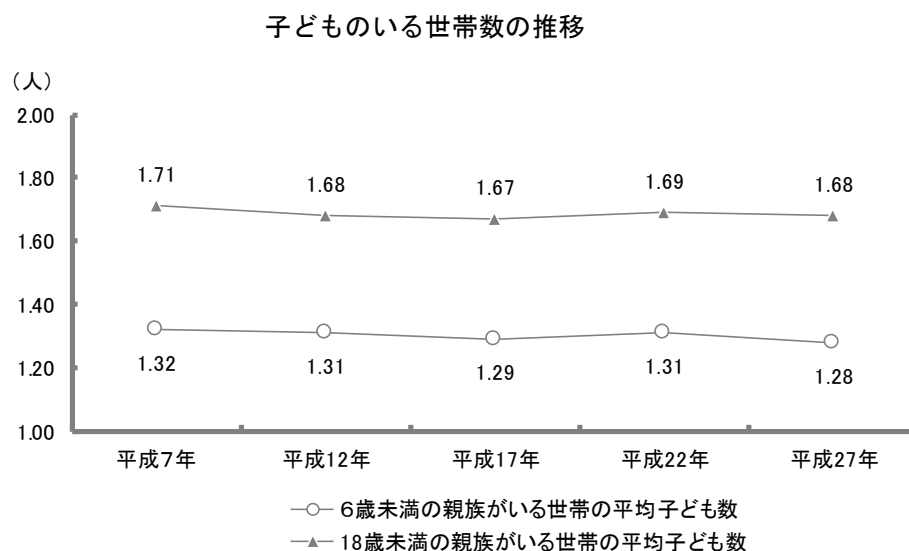
② 子どものいる世帯数

本市の子どものいる世帯数は年々減少しており、平成27年で6歳未満の親族がいる世帯数は2,089世帯、18歳未満の親族がいる世帯数は5,383世帯となっています。



③ 子どものいる世帯の平均子ども数

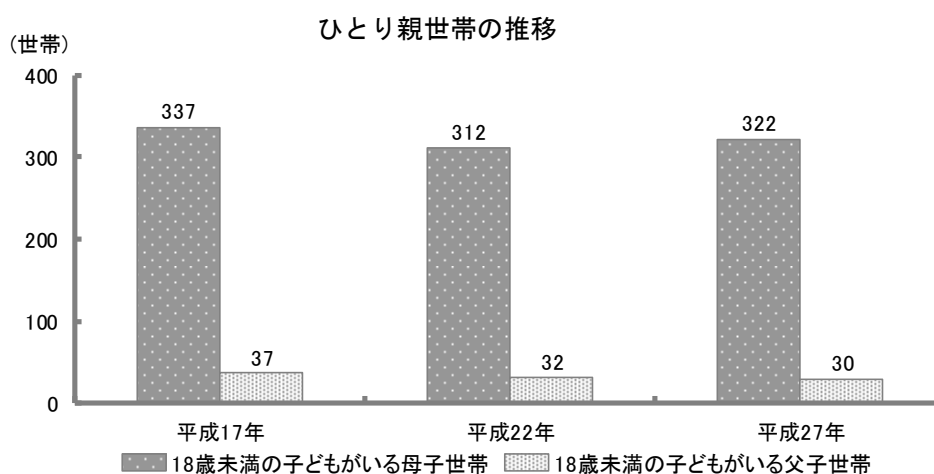
18歳未満の子どもがいる世帯の平均子ども数、6歳未満の子どもがいる世帯の平均子ども数ともに、増減を繰り返しながら緩やかに減少傾向で推移しており、平成27年で18歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数は1.68人、6歳未満の親族がいる世帯の平均子ども数は1.28人となっています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増減を繰り返しており、平成27年で322世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は年々減少しています。



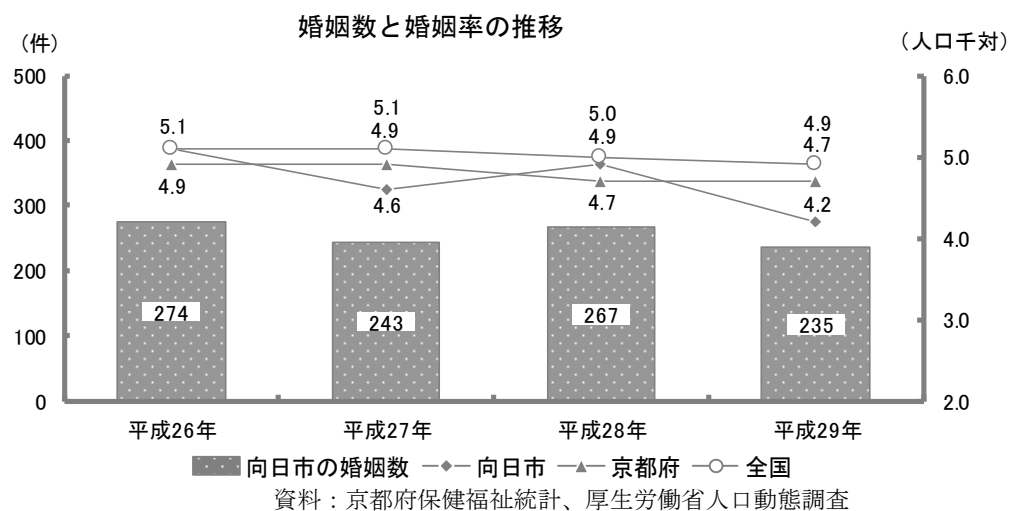
資料：国勢調査

(4) 婚姻の動向

① 婚姻数と婚姻率

婚姻数は、増減を繰り返しており、平成29年では235件となっています。

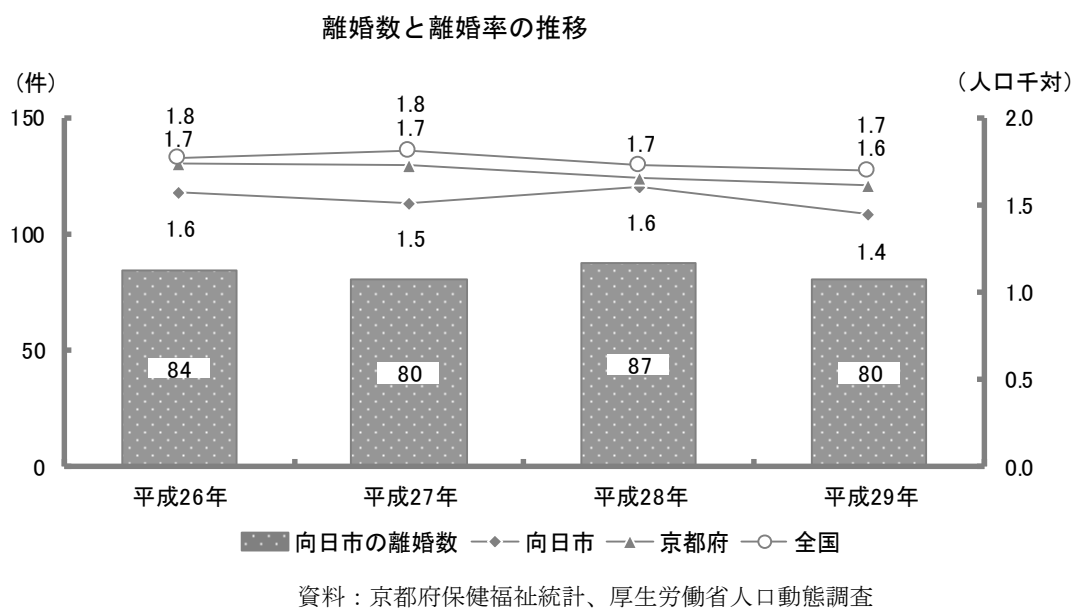
婚姻率も同様に増減を繰り返しており、平成29年では4.2となっています。



② 離婚数と離婚率

離婚数は、増減を繰り返しており、平成29年では80件となっています。

離婚率を全国・京都府と比較すると、各年とも低くなっており、平成29年では、1.4となっております。

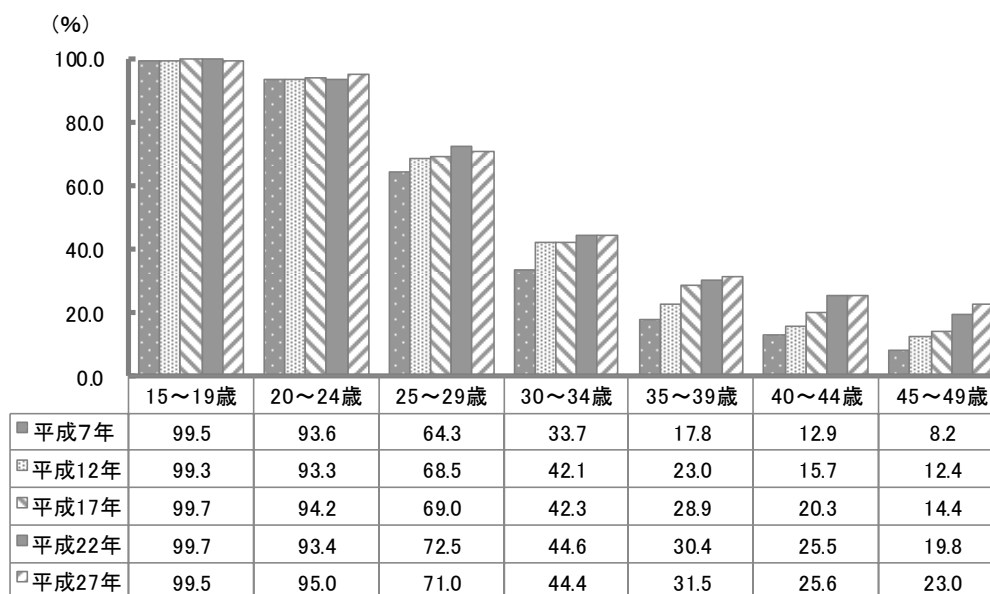


③ 男性の未婚率

男性の未婚率を年齢区分別にみると、35歳以上での割合が年々増加しています。平成7年と平成27年の値を比べると、20代以上で増加となっており、特に30歳以上の割合については、10ポイント以上の増加となっています。

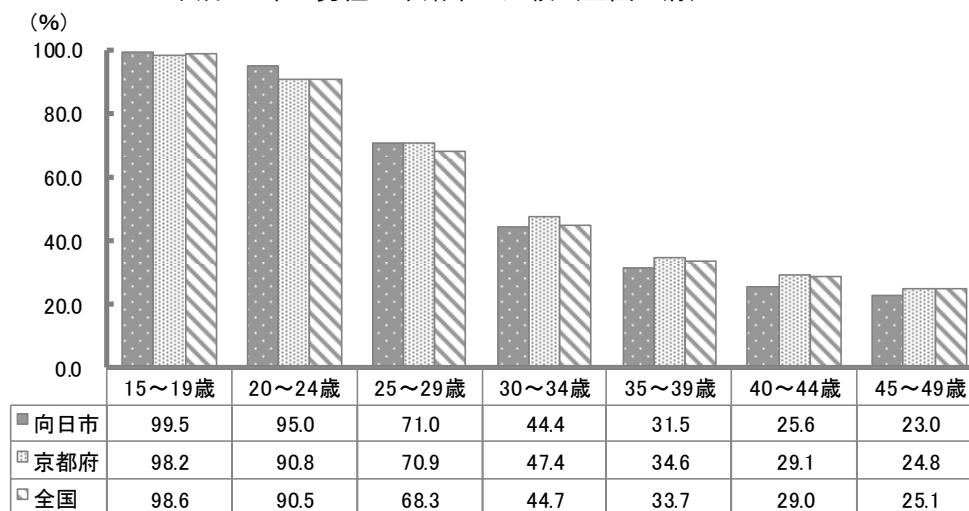
また、平成27年の30歳以降の未婚率は、全国・京都府を下回っています。

男性の未婚率の推移



資料：国勢調査

平成27年 男性の未婚率の比較（全国・府）



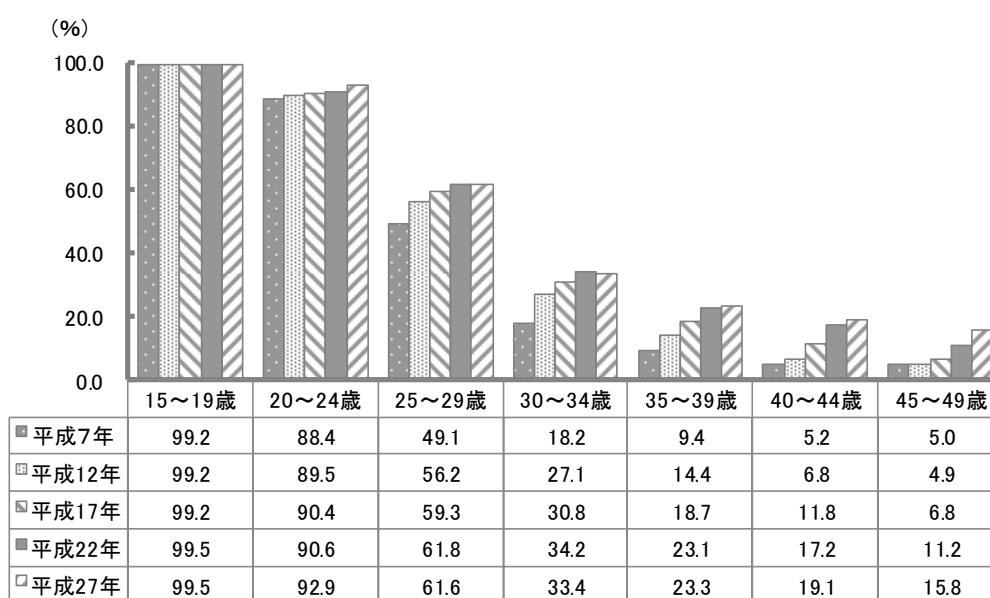
資料：国勢調査

④ 女性の未婚率

女性の未婚率を年齢区分別にみると、20～24歳、35～39歳での割合が年々増加しています。平成7年と平成27年の値を比べると、すべての年代で増加となっており、特に30～34歳の割合については、15ポイント以上の増加となっています。

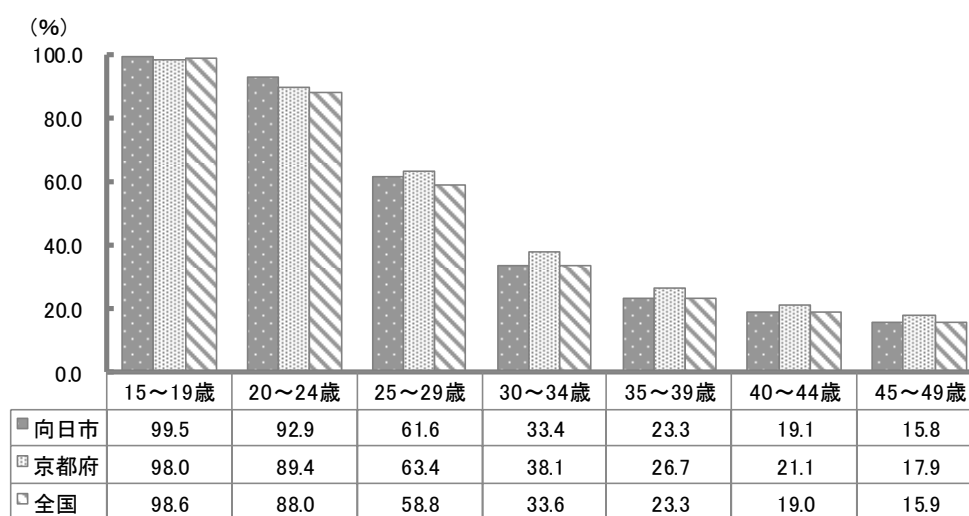
また、平成27年の25～34歳、40～44歳の未婚率は、京都府を下回っているものの、全国を上回る値となっています。

女性の未婚率の推移



資料：国勢調査

平成27年 女性の未婚率の比較（全国・府）



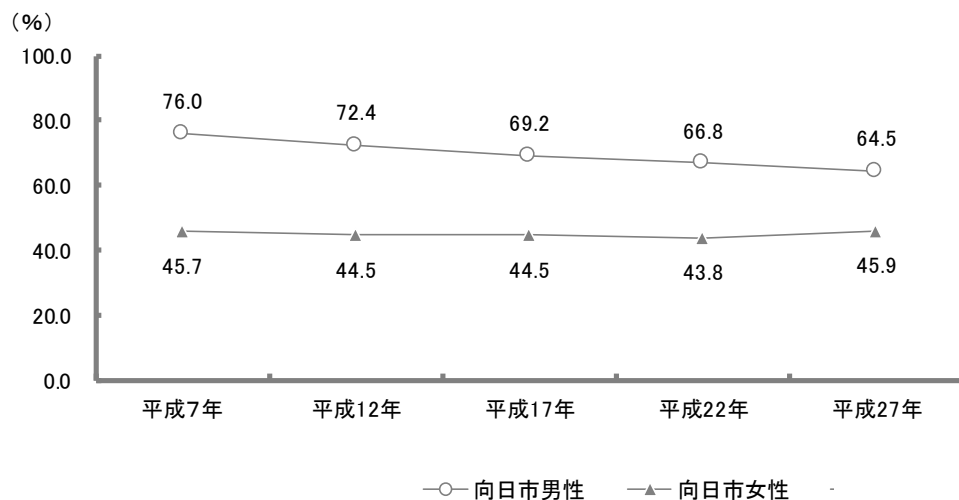
資料：国勢調査

(5) 就業の状況 ● ● ● ● ● ● ●

① 男女別就業率

男性の就業率は年々減少し、平成27年では64.5%となっています。女性の就業率についてはほぼ横ばいで推移しており、平成27年では45.9%となっています。

男女別就業率の推移

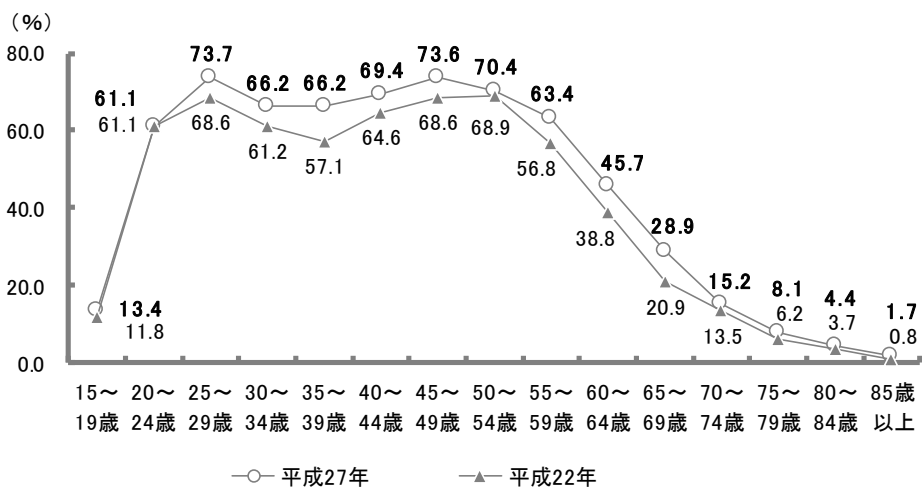


資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

女性の年齢別就業率の推移

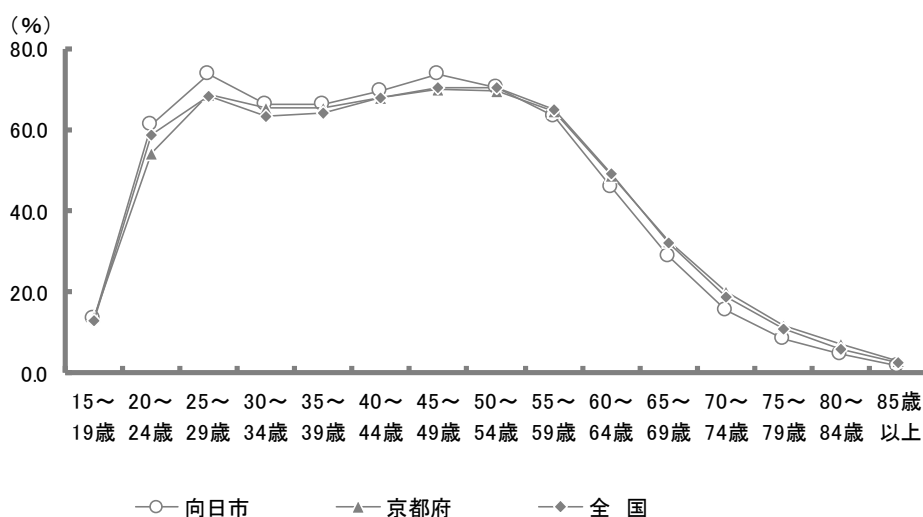


資料：国勢調査

③ 女性の年齢別就業率（国・府比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、府と比較すると、20代～50代前半で全国・府より高いものの、50代後半からは全国・府より低くなっています。

女性の年齢別就業率（国・府比較）

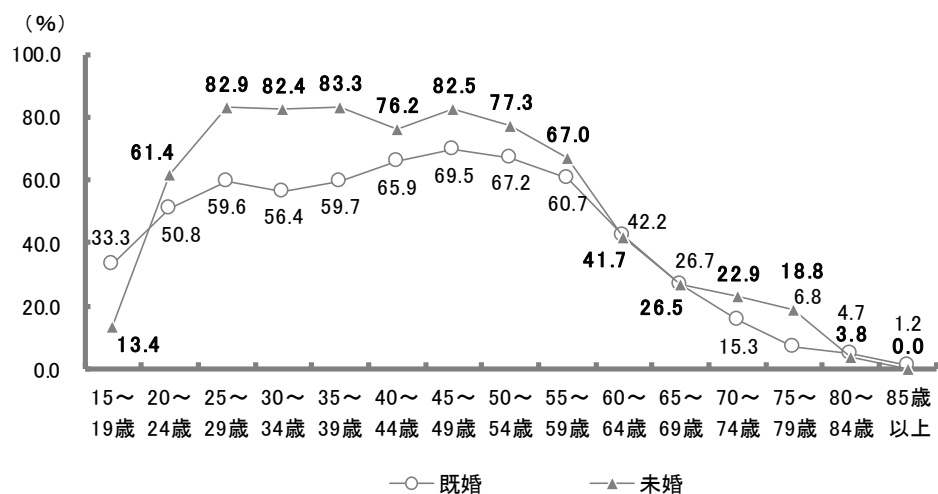


資料：国勢調査（平成27年）

④ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から50歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）



資料：国勢調査（平成27年）

2 市民意識調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、「第2期向日市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、市民の皆様の子育てに関する状況や向日市の子育て支援サービスの利用状況及び利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とするために、実施しました。

(2) 調査概要

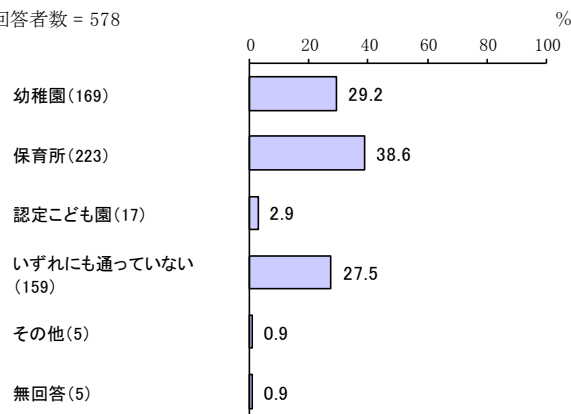
- 調査地域 : 向日市全域
- 調査対象者 : 就学前児童の保護者 : 向日市在住の小学校に入学するまでのお子さんがいらっしゃるご家庭
小学校児童保護者 : 向日市在住の小学生がいらっしゃるご家庭
- 調査期間 : 平成31年4月19日から令和元年5月10日まで
- 抽出方法 : 無作為抽出
- 調査方法 : 郵送による配布・回収

(3) 就学前児童の保護者への調査 ● ● ● ● ● ● ●

●子どもが日常的に通っている施設について

「保育所」の割合が38.6%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が29.2%、「いずれにも通っていない」の割合が27.5%となっています。

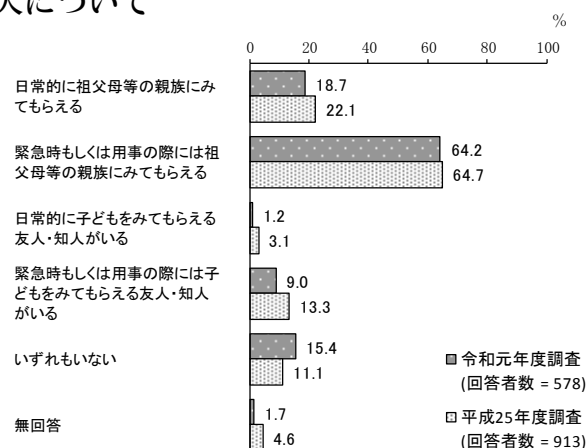
回答者数 = 578



●日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が64.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が18.7%、「いずれもない」の割合が15.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

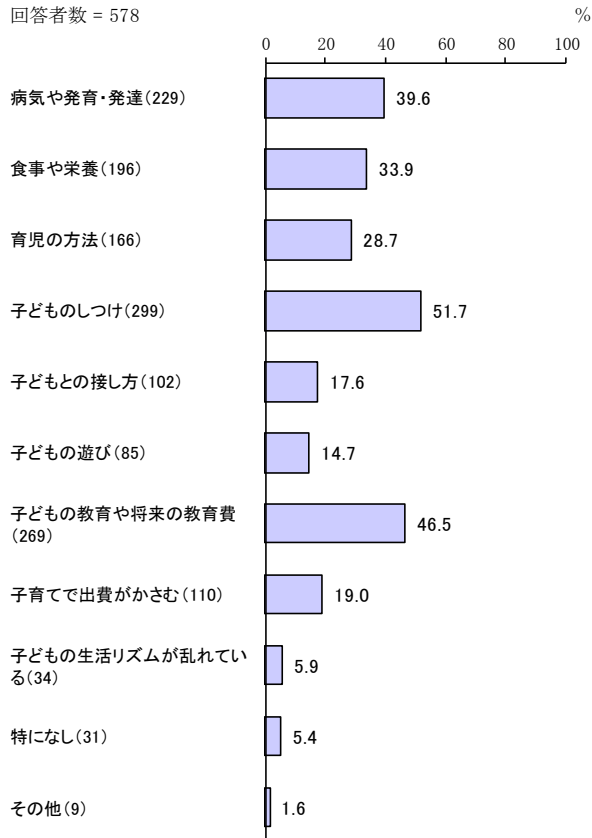


●子育てをしていて、日頃悩んでいること、不安に感じることにについて

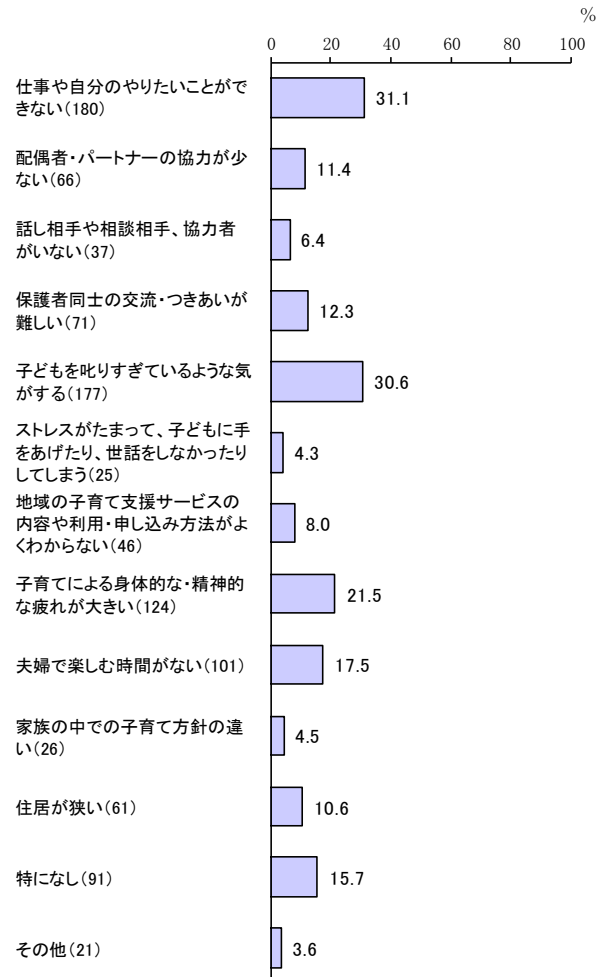
「子どものしつけ」の割合が51.7%と最も高く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」の割合が46.5%、「病気や発育・発達」の割合が39.6%となっています。

【お子さんのこと】

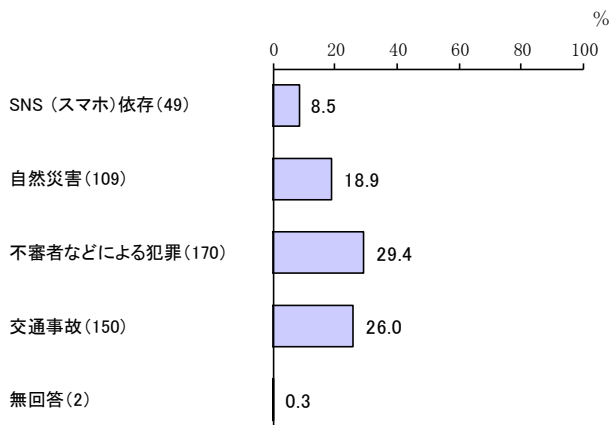
回答者数 = 578



【保護者のこと】



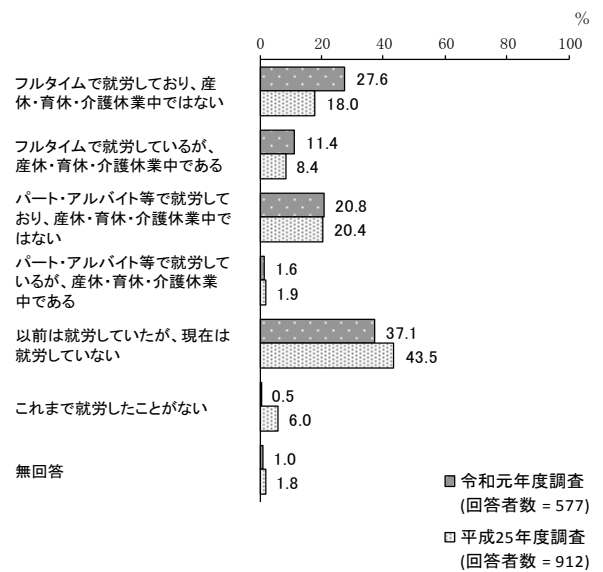
【その他のこと】



●保護者の現在の就労状況について 母親

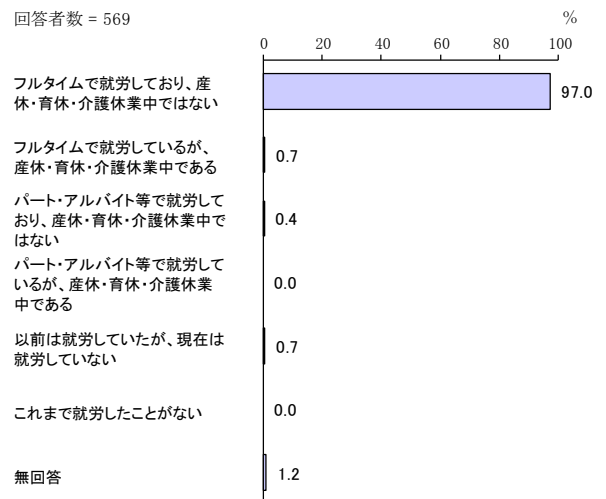
「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が37.1%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.6%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が20.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」の割合が減少しています。



父親

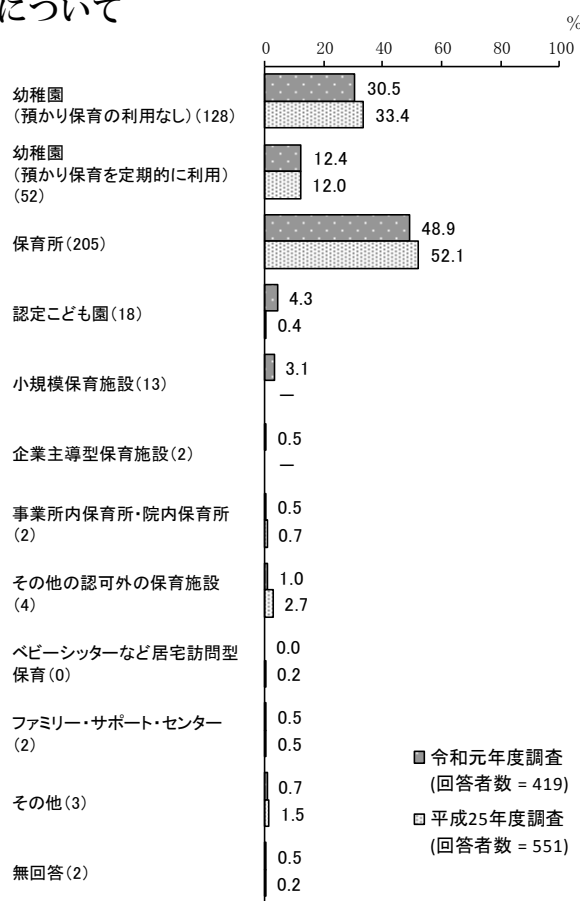
「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が97.0%と最も高くなっています。



●平日の定期的な教育・保育事業の利用について

「保育所」の割合が48.9%と最も高く、次いで「幼稚園（預かり保育の利用なし）」の割合が30.5%、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」の割合が12.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



※平成25年度調査では、「小規模保育施設（6～19人）」「企業主導型保育施設」の選択肢はありませんでした。

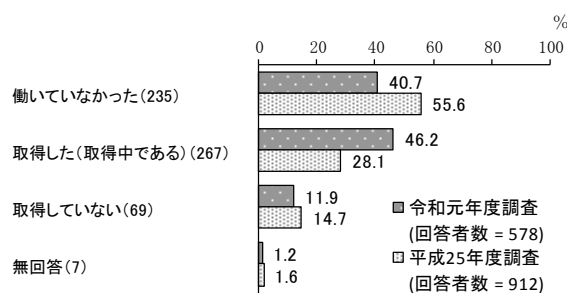
●育児休業など職場の両立支援制度について

【育児休業の取得状況】

母親

「取得した（取得中である）」の割合が46.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が40.7%、「取得していない」の割合が11.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が18.1%増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が14.9%減少しています。



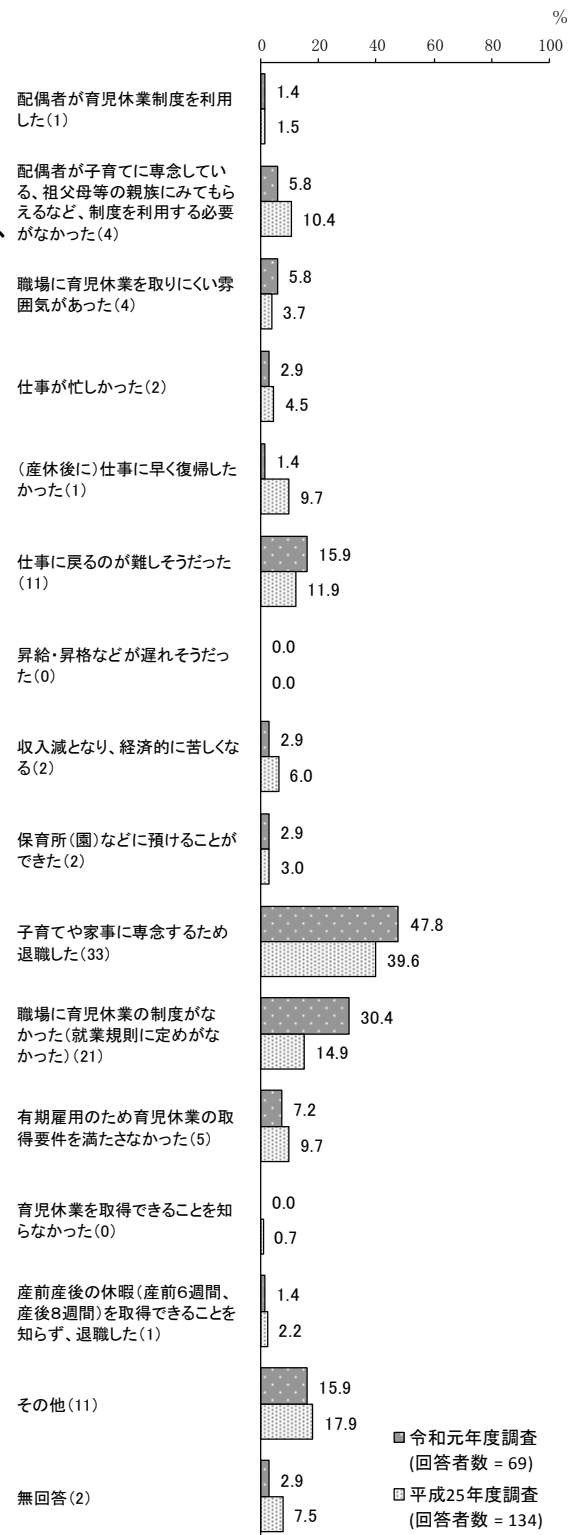
取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が47.8%と最も高く、次いで

「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が30.4%、

「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が15.9%となっています。

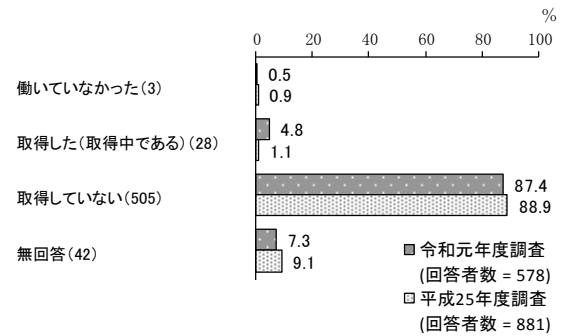
平成25年度調査と比較すると、「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が増加しています。一方、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」の割合が減少しています。



父親

「取得していない」の割合が87.4%と最も高くなっています。

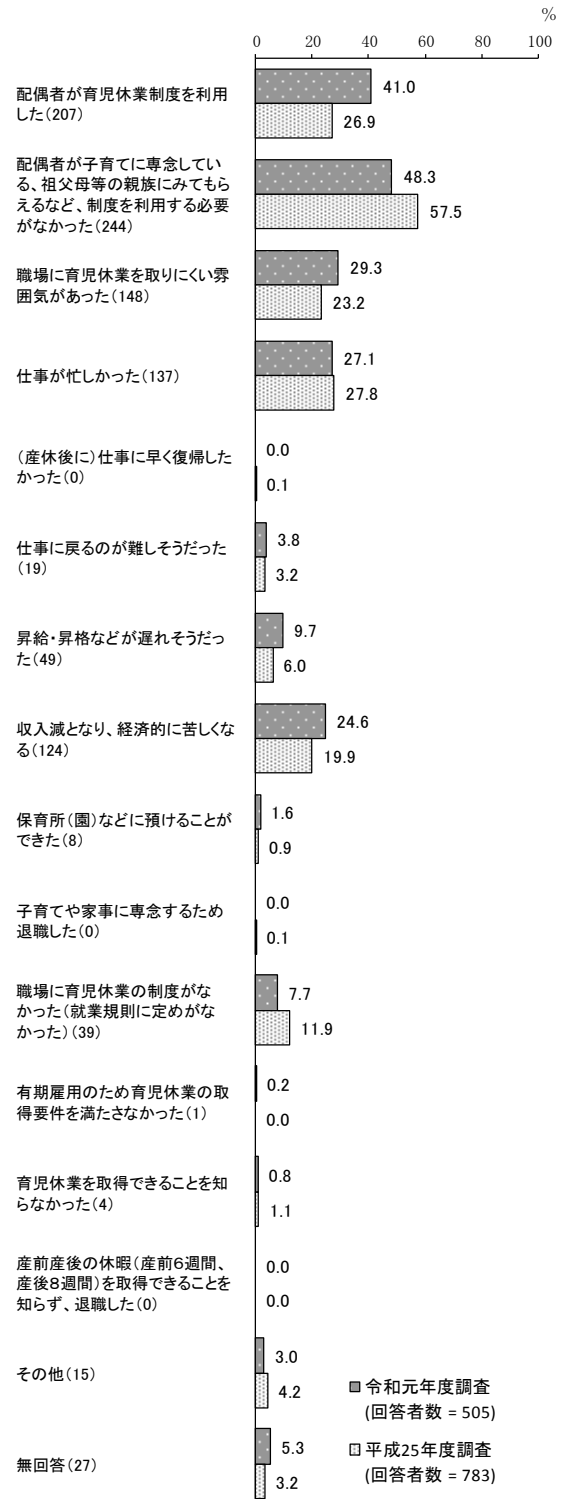
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



取得していない理由

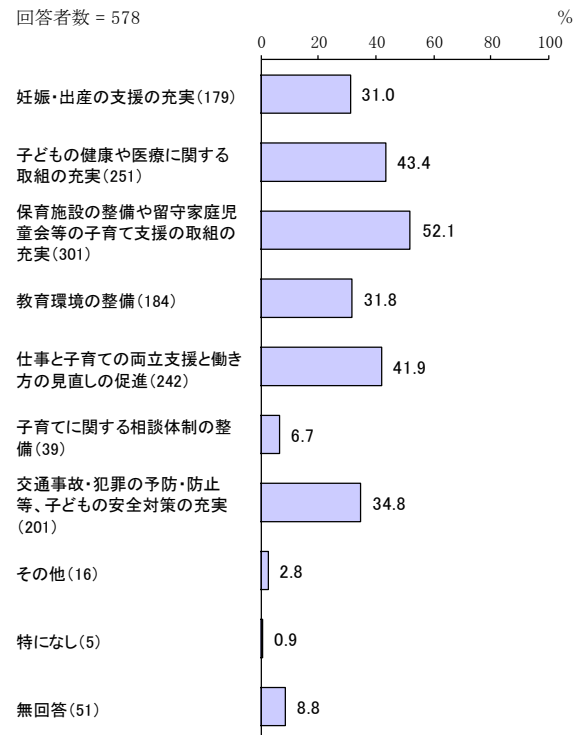
「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が48.3%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が41.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が29.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「配偶者が育児休業制度を利用した」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が増加しています。一方、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。



●子育て支援施策全般で、望ましい子育て支援策について

「保育施設の整備や留守家庭児童会等の子育て支援の取組の充実」の割合が52.1%と最も高く、次いで「子どもの健康や医療に関する取組の充実」の割合が43.4%、「仕事と子育ての両立支援と働き方の見直しの促進」の割合が41.9%となっています。

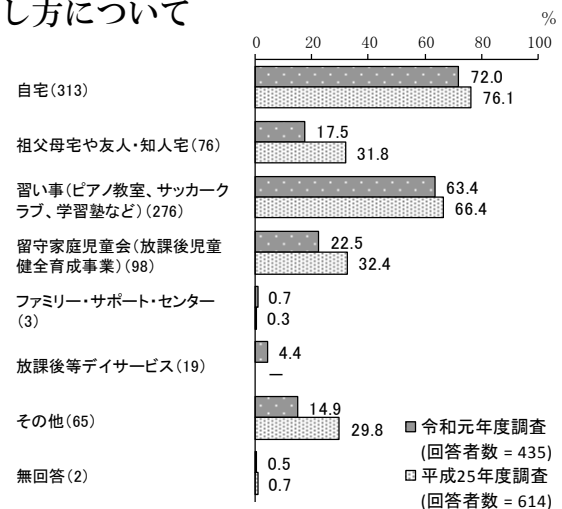


(4) 小学生保護者の調査

●放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方について

「自宅」の割合が72.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が63.4%、「留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）」の割合が22.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」「留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業）」の割合が減少しています。



※平成25年度調査では、「放課後等デイサービス」の選択肢はありませんでした。

●子育てをしていて、日頃悩んでいること、不安に感じることにについて

「子どもの教育や将来の教育費」の割合が53.3%と最も高く、次いで「不審者などによる犯罪」の割合が42.1%、「友達づきあい（いじめ等を含む）」の割合が40.2%となっています。



3 関係機関へのヒアリング調査結果

(1) 調査の主な結果

○子どもの育ちについて

- ・親は不安でいっぱいの子育てを強いられている。
- ・発達障がいなど配慮や支援が必要な子どもが多くなってきている。

○親子・家族・友達関係について

- ・夫が協力的な家庭が多いが、多忙なため、母だけが育児を負担していることが多くなってきている。
- ・共働きの家庭が増えている中で、大人の都合で子どもの生活を組み立てていると感じる。

○子育ての価値観について

- ・母親も仕事を持っている方がほとんどで、子どもはかわいいし大切にされているが、自分の手で育てようというより、保育所に預けたいと思っている保護者もいる。
- ・子どものことを大切にされているが、自分のことも大切であり、バランスが難しい。

○地域とのつながりについて

- ・希薄になってきている。大きなマンションが次々とでき、孤立の子育てを余儀なくされている母親がつながる場所はネットなどの情報社会の中になってきている。
- ・高齢者の元気な方との交流があれば、地域のことを教えてもらえていいのではと思う。

○子育て・子育て環境について

- ・父母双方の実家が遠方であり、頼れる人がいない。孤独な親も多いと感じる。
- ・いろいろな家庭があるが、みんなそれぞれ子育てに悩みや不安をもっており、それを解決できる場が少ない。
- ・働きたいという母親の希望が大きく立ちはだかる就園問題がなかなか解決できない現状がある。

4 第1期計画の評価

第1期では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本計画により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

(1) 教育・保育事業の実績（進捗状況）

	計画策定時 実績値	直近実績値	計画値 (量の見込み)	進捗率
	平成27年度		平成30年度(A)	
1号(3-5歳)※1	649	589	618	95%
2号(3-5歳)※2	677	714	766	93%
3号(1・2歳)	379	514	519	99%
3号(0歳)	74	102	117	87%

※1 2号認定の教育ニーズを含む

※2 教育ニーズを除く

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績（進捗状況）

		計画策定時 実績値	直近実績値	計画値 (量の見込み)	進捗率
		平成27年度		平成30年度(A)	
利用者支援事業（箇所数）		1	1	1	100%
地域子育て支援拠点事業（箇所数）		5	7	7	100%
妊婦健康診査（回数）		10,680	12,112	10,296	118%
乳児家庭全戸訪問事業（回数）		449	522	436	120%
養育支援 訪問事業	専門職訪問（回数）	255	329	254	130%
	育児・家庭援助（回数）	0	164	200	82%
子育て短期 支援事業	ショートステイ	0	21	40	53%
	トワイライトステイ	0	1	5	20%
ファミリーサポートセンター事業（活動回数）		1,195	1,071	1,190	90%
一時預かり 事業	幼稚園（実施園）	3	3	3	100%
	保育所（実施園）	3	3	4	75%
	保育所（人）	4,196	3,672	4,176	88%
延長保育事業 保育所（実施園）		8	8	9	89%
病児・病後児保育事業（人日）		319	421	317	133%
放課後児童健全育成事業（利用者数）		523	636	610	104%

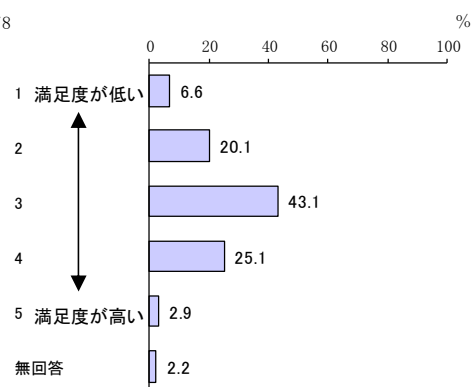
(3)

子育て全般についての満足度 ※アンケート結果から

子育ての環境や支援への満足度について 回答者数 = 578

【就学前児童の保護者】

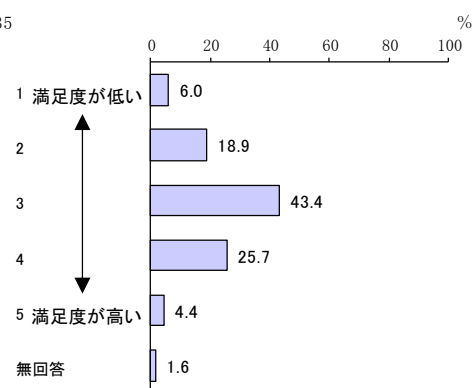
「3」の割合が43.1%と最も高く、次いで「4」の割合が25.1%、「2」の割合が20.1%となっています。



【小学生の保護者】

「3」の割合が43.4%と最も高く、次いで「4」の割合が25.7%、「2」の割合が18.9%となっています。

回答者数 = 435



5 基本目標ごとの課題と方向性

ここでは、第1期計画の基本目標ごとに、主要事業の取組状況及びアンケート調査結果から、課題及び方向性を整理しました。

基本目標1 安心して子どもを生み育てるために ・ ・ ・ ・ ・

安心して子どもを産み育てるためには、不妊で悩む人への支援も含め、妊娠・出産期、生まれた後も切れ目なく支援することが重要であり、求められています。

妊娠届出時には、子育て世代包括支援センター（以下、「子育てコンシェルジュ」という。）の保健師が、妊婦面接を行い、安心して出産できるよう保健指導を行っています。その後、面接時の聞き取りなどにより、1人1人支援プランを作成しますが、出産や育児に関し、身体的・社会的なリスクをもっておられる方も多くおられます。

リスクの高い方には、妊娠中から訪問等で個別支援を行っていますが、医療機関などと連携して継続した支援をしていくことも必要です。

アンケートの調査結果では、子育てをする上で、不安に感じていることとして、「病気や発育・発達」の割合が4割程度となっています。

乳幼児期は、基本的な生活習慣や人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、家庭の関わり方が重要です。子どものからだや発達にとってどのような環境や関わりが必要なのか、乳児健診等の場で睡眠、食、遊びなど具体的に保護者に伝え、継続した母子保健施策を推進していく必要があります。

《妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の取り組み》

（コンシェルジュ事業 平成28年度開始）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出時 面接者数		550人	563人	549人
一般支援		123人 (22.4%)	287人 (51.0%)	310人 (56.4%)
要支援		403人 (73.3%)	268人 (47.6%)	225人 (41.0%)
再 掲	社会的リスク	41人	53人	77人
	身体的リスク	362人	215人	148人
ハイリスク支援		24人 (4.4%)	8人 (1.4%)	14人 (2.6%)

社会的リスク 精神疾患、経済困窮、予期しない妊娠、外国籍等

身体的リスク 高齢初産、多胎、長期不妊治療、精神疾患の既往等

ハイリスク 特定妊娠、若年、精神疾患未治療、親族支援者なし等

《不妊治療の助成状況》

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
助成実人数	100人	女	男	75人	女	男	109人	女	男	121人	女	男
		100	0		70	5		105	4		112	9
内出産数	34人(34.0%)			36人(51.4%)			53人(50.5%)			59人(52.7%)		

基本目標2 子どもの健やかな成長のために ・ ・ ・ ・ ・

本市においては、桂川洛西口新市街地の開発により、平成27年から平成31年の4年間で3,000人強の人口増となり、多くの子育て世帯の方が新たに向日市に住まれることとなりました。

そうした状況下において、保育ニーズが増大するなか、認可保育所や小規模保育所の誘致、第2保育所の建て替えなどにより、毎年、本計画の目標量を見直し、保育所定員を拡大し、待機児童対策を進めてきました。

令和2年4月には、100人定員の認可保育所が開設されることから、待機児童は解消の方向に向かう見込みですが、今後、保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられます。

また、幼児教育・保育無償化によるニーズの増加を適切に見込み、幼稚園、保育所の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

《保育所定員の状況》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定員	1,050人	1,079人	1,119人	1,209人	1,274人

放課後児童クラブについては、入会児童数に応じ、必要な施設を整備するとともに、様々な人との交流、地域との関わりを通して、子どもが社会性を身につけられるよう、多様な体験・活動・交流ができる機会を提供することが必要です。

基本目標 3 家庭での子育てを支えるために

(1) 子育てに対する支援・相談体制の充実

本市では、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することなく、必要な情報を得て、相談や適切なサービスにつながるよう広報むこうやfacebook、LINEといった情報発信に加え、保育所・幼稚園等の地域の子育て支援事業を包含したガイドブックを利用者支援事業を活用して発行するなど積極的に情報発信に取り組むとともに、家庭児童相談室を中心に、様々な相談に対応しています。

アンケート調査では、身近に協力者がいない保護者の割合が2割程度となっていますが、本市では家庭において保護者の病気や出産等の理由で一時的に養育することが困難となった場合の子育てを支えるためのショートステイやトライライトステイ等の支援にも取り組んできました。

今後においても、様々な状況にある子どもや子育て家庭に対するきめ細やかな対応、児童虐待防止のネットワークの充実していく必要があります。

《家庭児童相談の状況》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ相談件数	485 件	409 件	454 件	605 件

《地域子育て支援拠点事業》(民間分)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
箇所数	1 か所	1 か所	3 か所	3 か所
延べ利用人数	2,034 人	4,612 人	15,031 人	14,622 人

(2) 支援が必要な子どもに対する支援・相談体制の充実

すべての子どもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図るとともに、支援が必要な子どもに対しては、児童発達支援などの適切な支援につなげていくことが重要です。

アンケート調査では、子育てをする上で、不安に感じていることとして「病気や発達・発達」の割合が4割程度となっています。

本市では、支援を必要とする子ども及びその家族に対する情報提供や関係機関との連携を図り、障がいのある子どもが、発達の段階や障がいの状況など個々の状況に応じた支援が受けられるよう取り組んできました。

一方、近年、発達相談や児童発達支援事業等の障害児通所支援を利用する子どもが増加していることから、子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や支援の一層の充実が求められています。

《発達相談》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談回数	122 回	173 回	169 回	173 回
実相談人数	151 人	223 人	231 人	251 人

《ことばの相談》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談回数	13 回	12 回	12 回	13 回
実相談人数	17 人	21 人	18 人	22 人

《児童発達支援事業の状況》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業所数（2市1町）	2 か所	4 か所	5 か所	6 か所
実利用人数	66 人	70 人	83 人	80 人

《放課後等デイサービス事業の状況》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業所数（2市1町）	4 か所	7 か所	11 か所	14 か所
実利用人数	84 人	94 人	112 人	143 人

（3）児童虐待の予防とその対策の充実

児童虐待への対応については、制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきましたが、本市においても年々増加の傾向にあります。

また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められていることから、専任の管理職の配置や、児童相談所での勤務経験がある家庭相談員を配置し、相談体制並びに児童相談所、学校、警察等との連携強化に努めています。

虐待予防には、地域での早期発見と併せて、妊婦面接時から、虐待のリスクが高いとされる望まぬ妊娠、若年、支援者がいない家庭などを把握し、妊娠中から個別支援を行っていますが、2か月児全数訪問、乳幼児健診等、母子保健事業の中で継続して親子の様子を見守りながら、虐待が疑わしい状況であれば、関係機関と連携していく必要があります。

《虐待通告の状況》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	57 件	62 件	75 件	77 件
児童数	99 人	92 人	107 人	146 人

《要対協取扱実件数》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数	103 世帯	162 世帯	184 世帯	193 世帯
児童数	167 人	296 人	332 人	335 人

基本目標4 仕事と生活の調和を実現するために ・ ・ ・ ・ ・

本市では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のため、延長保育事業や休日保育事業、病児・病後児保育事業など多様な保育サービスに取り組んできました。

《延長保育事業の状況》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
箇所数	8 か所	10 か所	11 か所	11 か所
実人数／年	628 人	651 人	701 人	679 人

《休日保育事業の状況》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実人数／年	23 人	29 人	52 人	61 人

《病児・病後児保育事業》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
延べ人数／年	441 人	434 人	398 人	421 人

仕事と家庭の両立について、アンケート調査では、保護者の育児休暇の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親で約5割となっており、平成25年度調査と比較すると増加しています。一方で、父親では、「取得していない」の割合が約9割となっており、その多くが取得できていない状況です。

利用者のニーズに対応して多様な子育て支援サービスの展開や保育園所（園）や留守家庭児童会などを整備することが必要です。また、女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然低いことから、社会全体で育児休暇制度を利用しやすい気運の醸成を図る必要があります。

基本目標5 子どもと子育てにやさしい地域づくりのために ・ ・ ・ ・ ・

本市では、妊婦や子ども連れの方、また子どもたちにとって、施設や道路が使いやすく安全であるために、子どもや子育てにやさしい歩道の拡幅や段差の解消、公園施設や遊具の計画的な点検・修繕等の生活環境の整備に取り組んできました。

保育園や幼稚園では、子どもたちの安全を確保するために、京都府や警察等の関係機関とともに散歩コースの実地調査を行う等、安全対策を進めてきました。

また、小学校では通学路の危険個所に交通指導員を配置し、児童の通学時における安全確保に努めてきました。

子どもの安全・安心は社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが求められています。



第3章 計画の策定にあたって

1 基本理念

これまで取組みを進めてきた第1期向日市子ども・子育て支援事業計画では、子どもたちを地域社会全体で見守り、支えるまち、子どもの成長を喜び合えるまちを目指すとともに、これから家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女がその希望を実現できる環境づくりを目指すという思いを込め、「未来をひらく子どもの育ちをみんなで支え喜び合えるまち」を計画の基本理念に掲げてきました。

本計画においては、第1期向日市子ども・子育て支援事業計画で掲げた理念を継承し、次代を担う無限の可能性を秘めた子どもたちが、それぞれの個性と能力を伸ばしながら、いきいきと健やかに成長していくことができるよう、子どもたちの育成支援を進めていきます。

未来をひらく子どもの育ちをみんなで支え喜び合えるまち

2 基本的な視点

本計画策定にあたって、以下に示す3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの視点・・・・・・・・

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されるよう子どもの視点に立ち、健全育成のための取組みを進めます。

(2) 家庭への支援の視点・・・・・・・・

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組みを進めます。

(3) 地域の視点・・・・・・・・

地域の人々が子育ての喜びや苦労を分かち合い、ともに子どもを守り育てていく豊かな子育て環境を築いていけるよう、地域住民を主体とした社会全体の子育て支援の体制づくりを進めます。

3 基本目標

基本目標1 安心して子どもを産み、健やかな成長のために ・ ・ ・ ・ ・

すべての子どもの人権が尊重され、子どもを産み育てることに安心と喜びを感じられるまちを目指します。

また、妊娠・出産・子育て期を通じて親子の健やかな生活を支援する保健・医療・福祉の連携強化をはじめ、人間性豊かに成長することができるよう、子どもの教育・保育環境の整備などの施策を展開します。

基本目標2 家庭での子育てを支えるために ・ ・ ・ ・ ・

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することなく、必要な情報を得て、相談や適切なサービス利用につながる体制を推進し、子育てに関する相談や交流事業、子育て学習の機会や情報提供など相談・支援体制の充実を目指します。

また、幼児教育・保育無償化を中心とした子育て家庭への経済的負担の軽減や、子どもたちが安心して外出できるための安全対策などの施策を展開します。

基本目標3 仕事と子育てを両立できる環境づくりのために ・ ・ ・ ・ ・

男女がともに子育ても仕事も大切にできる社会を目指し、男女がともに育児休業等を取得しやすい職場づくりや柔軟でゆとりある勤務形態の普及・啓発を推進します。

また、幼児教育・保育の無償化が本格実施されるなか、それぞれの子育て家庭にあったサービスの利用につながるよう幼児教育・保育のベストマッチに向けた施策を展開します。

基本目標4 子育てを地域で支えるために ・ ・ ・ ・ ・

児童虐待防止のため、ネットワークの充実などの施策を展開するとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭など、支援が必要な家庭や子どもの自立を支える施策を推進します。

また、子どもの貧困対策として、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会が実現できるよう、各関係課・関係機関・地域等による連携協力によって総合的に施策を推進します。

4 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕

未来をひらく子どもの育ちをみんなで支え喜び合えるまち

1 安心して子どもを産み、健やかな成長のために

- (1) 子どもの人権を守る体制づくり
- (2) 安心・安全に妊娠や出産ができる施策の推進
- (3) 子どもの健康な心とからだづくりの推進
- (4) 子どもの豊かな感性を育む教育・保育の推進
- (5) 児童の健全育成

2 家庭での子育てを支えるために

- (1) 子育てに関する情報提供の充実
- (2) 子育て家庭の経済的負担の軽減
- (3) 安心して外出できるために

3 仕事と子育てを両立できる環境づくりのために

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 仕事と生活の調和に関する広報・啓発
- (3) 男女が共同し取組む子育ての推進

4 子育てを地域で支えるために

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 支援の必要な家庭や子どもの自立と子どもの貧困対策の推進
- (3) 子育てに対する支援・相談の充実

A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, with the text '第4章 施策の展開' overlaid on it.

第4章 施策の展開

1 安心して子どもを産み、健やかな成長のために

基本施策1 子どもの人権を守る体制づくり・・・・・・・・

【方向性】

子どもの人権を尊重する意識が家庭や関係者だけでなく、市全体で共有されるよう、市民に対し、啓発を進めるとともに、関係機関職員などへの研修を充実します。

また、人権尊重の意識を高め、自分と他者との人権を大切にする児童生徒の育成に努めます。

① 子どものための相談・支援体制の充実

児童虐待や子どもへの体罰やいじめなど、子どもの人権を侵害する様々な要因に対応し、子どもが安心して、健やかに育つことができるよう、相談支援の充実や問題事象の早期発見・対応に努めます。

【取り組み】

施策	内容
問題事象の早期発見・対応	●家庭・地域・関係機関等と連携を図り、虐待やいじめ、深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応します。
職員や教員の相談対応力の向上	●子どもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や関係機関の連携によって資質や専門性の向上に努めます。

② 子どもの人権を尊重する意識の啓発

子どもの人権を尊重する意識が家庭や関係者だけでなく、市全体で共有されるよう啓発と関係機関の職員などの研修の充実を図ります。

【取り組み】

施策	内容
市民啓発の推進	●様々な人権問題について考える機会として、人権強調月間に「平和と人権のつどい」を開催し、啓発を図っていきます。 ●小学生及び年長児を対象とし、人権の花運動を実施します。 ●障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、広報、ホームページ、啓発リーフレット、講座など様々な場面で、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。
関係機関職員等の研修の充実と意識向上	●子どもの人権を守るために、子どもに関わるさまざまな関係機関の職員に対する研修機会等を充実し、子どもの人権を考えた支援ができるよう、子どもの人権に関する意識の向上に努めます。

基本施策2 安心・安全に妊娠や出産ができる施策の推進・・・・・・・・

【方向性】

安心して妊娠・出産できるよう、子育てコンシェルジュ事業など、妊娠期から切れ目のない支援を行うことで、安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりを推進します。

【取り組み】

施策	内容
不妊治療費の助成	●不妊治療を行う人の経済的負担を軽減するために、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。
妊婦への保健指導の充実	●母親と子どもの一貫した健康管理と健康の保持・増進のため、妊娠・出産・乳幼児期の成長の過程を記録する母子健康手帳を交付します。 ●母子健康手帳の交付時にアンケートや保健師、助産師による面接を行い、妊婦自身が自分の健康状態について理解できるよう、指導を行います。また、配慮の必要な妊婦には、家庭児童相談室と連携し支援を行います。 ●妊娠期を健康に過ごし、不安なく出産を迎え、産後も楽しく育児できるよう支援するため、教室（プレママスクール、プレママサロン）を実施します。
子育て世代包括支援（子育てコンシェルジュ事業）の実施	●全ての妊婦を対象に、個別の支援プランを策定し、必要に応じて妊婦訪問や電話相談を行います。 ●安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を行います。
妊婦健康診査の実施	●妊娠中の異常を早期に発見し、母親が安全に出産できるよう、妊婦健診を医療機関及び助産所に委託して実施します。
マタニティマークの普及啓発	●母子健康手帳配布時にマタニティマークのキーホルダーを配布します。 ●妊婦健診受診券の綴りや市の封筒にマタニティマークを印刷するなど、マタニティマークの普及に努め、妊産婦にやさしい環境づくりに取り組みます。

基本施策3 子どもの健康な心とからだづくりの推進・・・・・・・・

【 方向性 】

全ての子どもの健やかな発達・発育を支援し、健康な心とからだをつくるための支援を推進していきます。

① 発育・発達への支援

保護者が、悩みごとや不安を抱え込まず、安心して子育てできるよう、乳幼児健康診査や相談体制の充実を図ります。

【 取り組み 】

施策	内容
乳児家庭の全戸訪問	●保健師や助産師が家庭訪問し、子どもの成長・発達を確認するとともに、育児の悩みや問題を早期に解決し、安定して育児ができるよう支援します。
乳幼児健康診査の実施	●病気や障がいの早期発見、身体が発育、運動面、精神面の発達を確認するとともに、個々にあった指導により、子どもの健やかな成長と発達を支援します。 ●乳幼児健診時にパンフレットを配布し、子どもの事故防止の啓発に努めます。
乳幼児健康診査後のフォローの充実	●乳幼児健診の後に子どもの身体面の発達をフォローするために専門医による相談（すくすく身体クリニック）を行い、子どもの成長発達を促します。 ●乳幼児健診後に子どもの心身の発達をフォローするための教室（2歳児教室、たんぼぼくらぶ）で遊びや発達についての学習機会を提供します。
予防接種	●感染症の感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止などを目的に予防接種法に基づき、各種予防接種を実施します。

② 食育の推進

子どもの健康なからだづくりには、乳幼児期からの食習慣が基礎となるため、乳幼児期からの食育の取り組みを推進します。

【 取り組み 】

施策	内容
子どもの食に関する相談・保健指導	●乳幼児健診や教室、歯のひろば等で各年齢に応じた食のリズム、バランス、適量について保健指導を行います。
保育所における食育の推進	●子どもの健康、安全で情緒が安定した生活を保障し、保育所給食を実施します。 ●保育所において、食事の提供と食育と一体化した取組みを進めます。
学校における食育の推進	●食に関する授業の充実等により、食育を推進します。

③ 救急医療体制の充実

子どもが安心して医療にかかることができるよう、地域で育つことができるよう、救急医療体制の充実を図ります。

【 取り組み 】

施策	内容
救急医療の体制の充実	●休日や年末年始の急患の対応を行うため、在宅外科当番制事業を実施するとともに、乙訓休日応急診療所において内科・小児科の応急的な診療を行います。
応急処置等の知識の普及	●「乙訓救急フェア」等により、救急蘇生法等救急医療についての正しい知識の普及・啓発を図ります。

基本施策4 子どもの豊かな感性を育む教育・保育の推進・・・・・・・・

【 方向性 】

子どもが社会上のルールや道徳性を生活の中で身に付け、自尊心を養い、たくましく、心豊かに成長していくことができるよう、教員や保育士の資質向上や教育・保育内容の充実を図るとともに、子どもが快適に保育・教育を受けることができる環境を整備していきます。

① 就学前教育・保育の充実

子どもが心豊かに成長していくことができるよう、就学前の教育・保育を充実していきます。

【 取り組み 】

施策	内容
教育・保育内容の質の向上	●幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、教育・保育の質の向上を推進します。
教員・保育士等の連携・情報交換の推進	●交流会を実施するなど、幼稚園、保育所、認定こども園における教員・保育士等の連携の強化を図り、情報交換の場の提供に努めます。
教員・保育士等の資質の向上	●就学前教育・保育に関わる教員等の資質の向上を目指し、研修等の実施に努めます。

② 学校教育の充実

子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、教育の充実を図ります。

【 取り組み 】

施策	内容
学校の教育力の向上	●子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実を図ります。 ●幼保小、小中等の校種間連携・接続の充実を図ります。

③ 保育・教育施設的环境整備

子どもが安全で快適な保育や教育を受けることができるよう、保育所、幼稚園、学校等の環境を整備していきます。

【 取り組み 】

施策	内容
施設等の充実	●安全で快適な保育環境を確保するため、保育所施設の改修や設備維持に努めます。 ●幼児教育の充実を図るため、市内の私立幼稚園に対し、設備費等にかかる費用について補助金を交付します。
認定こども園への移行支援	●市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要な支援を行います。

基本施策 5 児童の健全育成 ・ ・ ・ ・ ・

【 方向性 】

全ての子どもが、安心・安全に過ごせる放課後の居場所の充実や様々な体験を通じて児童の健全育成を目指します。

① 安全な放課後等の居場所づくり

子どもが安心して放課後等を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

【 取り組み 】

施策	内容
放課後児童健全育成事業	●「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき適切な運営に努めます。
放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の連携	●放課後等において、学校の教室等を活用して児童の様々な学習・体験交流活動を行う放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業の一体的な運営に努めます。
親子で遊べる身近な場所の確保	●子育て支援拠点や公民館、園庭開放、遊びの広場などを活用し、気軽に楽しく遊べる場を確保します。

② 体験や交流の機会の創出

子どもの健やかな成長と発達を促すため、地域の活力や資源を活用し、様々な体験や交流の機会を創出します。

【 取り組み 】

施策	内容
文化活動の推進	●地域の歴史学習やむかしのくらしの学習など、学校の授業の一環として、子どもたちが文化資料館を訪れる機会を提供します。また、ものづくりなどの体験を通して地域の歴史を学ぶ「夏休み親子歴史教室」を開催します。 ●学校への出前授業を実施するとともに、子どもたちの学習成果を展示する場所の提供に努めます。
高齢者とのふれあいの推進	●小学生を対象に、陶芸、茶道、百人一首、むかし遊びなど高齢者との世代間交流に取り組みます。
本に親しむ機会の充実	●乳幼児と保護者に「絵本をひらく時間の大切さ、楽しさ」を体験してもらうため、ブックスタートを推進します。 ●民生児童委員による「絵本の読み聞かせ」事業を通じ、親子のふれあいの推進に努めます。 ●読書の楽しさを知り、合わせて表現力を高め、想像力が豊かなものになるよう「小中学生読書感想文コンクール」を開催します。 ●乳幼児や小学生が、本にふれ、楽しむ機会をつくるために、小学生対象の「おはなし会」、乳幼児対象の「おはなしひろば」を開催します。

2 家庭での子育てを支えるために

基本施策1 子育てに関する情報提供の充実・・・・・・・・

【方向性】

子育ての孤立化や育児不安の軽減を図るため、さまざまな媒体を活用したわかりやすい情報発信の推進に努めます。

【取り組み】

施策	内容
子育てガイドブック等の情報紙の発行	● 妊娠期から就学前までの子育て支援に関する各種手続きや手当、保育サービスなどの情報を掲載したガイドブックを発行し、情報の提供に努めます。 ● 子育て支援センターの事業内容や保育所に関する情報を掲載した子育て情報誌を発行し、子育て家庭に配布します。 ● 子育て・孫育てなどの情報を掲載した子育て応援ハンドブックを発行し、情報の提供に努めます。
『広報むこう』を通じた情報の提供	● 「広報むこう」において、子育て支援に関する各種サービスの紹介や相談窓口等の情報等を掲載し、サービスの周知と利用促進に努めます。
インターネット等を活用した情報の提供	● ホームページ、facebook、LINE@等を活用した各種サービスやイベント、つどいの場などの情報を発信します。
災害の備えに対する情報発信	● 災害時には、まず自分の身を守り（自助）、地域で助け合う（共助）が大切であることを周知、啓発するため、学校や地域に出向いて出前講座を実施します。

基本施策2 子育て家庭の経済的負担の軽減・・・・・・・・

【方向性】

子育て家庭の経済的な負担を軽減することができるよう、各種施策実施に努めます。

【取り組み】

施策	内容
子育て家庭の医療費負担の軽減	● 子育て支援医療費支給について、今後も継続実施し、対象者の健康保持と経済的負担の軽減を図るとともに安心して医療が受けられる制度運営に努めます。
第3子以降の保育料無償化（3歳未満児）	● 保育所・幼稚園に在籍する第3子以降（18歳未満の子どもが3人以上いる世帯）の子どもについて、保育料を無償（所得制限有）にします。

基本施策3 安心して外出できるように・・・

【 方向性 】

安全に安心して地域で生活していくことができるよう、施設や道路環境を整備するとともに、地域ぐるみで子どもを守る取組みを進めます。

① 安全な道路・公園の整備

快適に移動でき、安心して遊べるよう道路と公園の環境づくりに努めます。

【 取り組み 】

施策	内容
安全な道路環境の整備	●歩行者やベビーカー、車いす及び自転車等の利用者が安全、快適に移動できる道路環境の整備に取り組めます。
公園整備	●公園施設や遊具の計画的な点検、修繕、更新を行うとともに、樹木についても定期的な剪定・植栽の補植などの適正な維持管理を実施し、誰もが安心・安全に遊ぶことのできる公園を目指します。

② 交通安全対策の推進

子どもたちを交通事故などの危険から守るため、交通安全対策事業による通学路などの道路の危険箇所の改良や交通安全施設の整備をはじめ、幼稚園や保育所などにおける交通安全教室を通じた啓発を行います。

【 取り組み 】

施策	内容
シートベルト・チャイルドシート・児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進	●乳幼児の事故防止のため、シートベルト・チャイルドシートの着用や自転車乗車時のヘルメット着用について、啓発活動を行います。
通学路安全対策	●通学路の危険箇所に交通指導員を配置し、児童の通学時における安全確保を図ります。 ●学校、保護者、地域が連携して、児童・生徒の安全確保に努めます。
交通安全教室の実施	●警察と協力しながら、幼稚園、保育所、学校等において、交通安全教室を開催します。

③ 防犯対策の推進

道路等のバリアフリーや街路灯の新設等を進めていくとともに、防犯や防災に関して、子育てや教育の現場における講座等の充実を図り、妊産婦や子ども連れでも安心して外出できる環境づくりに努めます。

【 取り組み 】

施策	内容
犯罪の未然防止の推進	●犯罪の未然防止を図るため、通学路や地下道、公園などに防犯カメラを設置し安心・安全なまちづくりを推進します。
安心・安全なまちづくりの推進	●子どもが犯罪に巻き込まれないよう街路灯の新設し、安心・安全な環境づくりに努めます。

3 仕事と子育てを両立できる環境づくりのために

基本施策1 保育サービスの充実・・・・・・・・

【方向性】

子どもを出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられ、子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供に努めます。

【取り組み】

施策	内容
延長保育事業の実施	●長時間保育の需要に対応するため、1時間延長保育事業をすべての保育所で継続して実施します。 ●2時間延長については、1保育園で実施し、ニーズ量を検証します。
一時預かり事業の実施	●育児の精神的、身体的負担感の解消を目的に、仕事や用事、リフレッシュをしたい場合などにおいて、一時的に保育所などで子どもの保育を行います。
休日保育事業の実施	●保育所に在籍する子ども（2歳以上）で日曜・祝祭日に保護者が仕事などのため保育ができない場合に子どもの保育を行うため、休日保育事業を実施します。
病児・病後児保育事業の充実	●病気又は病気回復期にあり、他の児童との集団生活が困難な時期において、やむを得ない事情により一時的に家庭で保育できない場合、その児童を一時的に預かります。 ●より多くの児童に利用してもらえるよう、サービスの認知度の向上に努めます。 ●市内2か所目を整備し、事業の拡充に努めます。
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実	●保護者の病気、疲労等で、家庭において養育することが一時的に困難になった児童の養育・保護を行います。

基本施策2 仕事と生活の調和に関する広報・啓発・・・・・・・・

【方向性】

子どもを出産後も働きたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、啓発やさまざまな取組みを進めます。

【取り組み】

施策	内容
育児・介護休業制度の普及啓発	●男女ともに、育児・介護育休制度の利用を促進するため、効果的な周知に努めます。
在宅勤務（テレワーク）等多様な就労形態の推進	●在宅勤務など多様な働き方についての各種情報の提供に努め、テレワークセンターとして、女性活躍センター内のコワーキングスペースの利用促進に努めます。
男女共同参画の推進	●男女共同参画社会の実現を目指して、セミナーや講演会を開催します。

基本施策3 男女が共同し取り組む子育ての推進・・・・・・・・

【方向性】

子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して、家庭の役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画の啓発などに努めます。

【取り組み】

施策	内容
職業生活における女性活躍の推進	●起業や再就職など自分らしい働き方への希望を実現するために、就労における女性のニーズに応じた、女性活躍推進事業を実施します。
出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	●出産・育児等により退職し、再就職を希望する人に対して、ハローワークなど関係機関と連携して効果的な情報提供に努めます。

4 子育てを地域で支えるために

基本施策1 児童虐待防止対策の推進

【方向性】

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組むとともに、市民や関係機関等への周知・啓発を図ります。

① 虐待の未然防止

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等とともに未然防止を図ります。

【取り組み】

施策	内容
虐待の早期発見	●関係機関と連携し、虐待の早期発見に努めます。
虐待の相談	●家庭児童相談室において、虐待や虐待の疑いのある児童についての相談や通告等の対応をします。
養育支援訪問事業	●養育支援を必要とする家庭に対し、保健師、家庭児童相談員等が訪問し、問題解決に向けて具体策を考え、家庭での安定した養育環境を整えるための支援をします。
要保護児童への支援	●把握した要保護児童は「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」で関係機関と連携して未然防止を図るとともに、支援の連続性の確保、総合的な家庭支援を行います。 ●転入、転出等の場合は、関係機関と密に連携し、支援が継続するように努めます。 ●保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、子育て支援員等を派遣し、適切な養育が行われるよう訪問し、家事・援助を行います。

② 虐待防止のための体制の強化

子どもを虐待から守るために体制の強化を図ります。

【取り組み】

施策	内容
虐待対応力の強化	●要保護児童の処遇検討会で、虐待対応のアドバイザーの意見も取り入れ、職員の対応力の向上を図ります。
連携体制の強化	●「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」の構成員の連携強化を図り、組織機能の充実に努めます。
家庭児童相談室の機能強化	●相談体制を強化するため、虐待対応専門員を配置し、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

③ 虐待防止のための啓発の強化

虐待の未然防止、早期発見のために、市民や関係機関等への周知・啓発を図ります。

【 取り組み 】

施策	内容
児童虐待防止に向けた広報・啓発活動	●市民に家庭児童相談室などの相談窓口の周知啓発に努めます。 ●児童虐待に対する広報・啓発活動を推進し、児童虐待防止に向けた取り組みを強化します。 ●民生児童委員協議会と連携し、オレンジリボンキャンペーンを推進します。

基本施策 2 支援の必要な家庭や子どもの自立と子どもの貧困対策の推進 ・ ・

【 方向性 】

支援を必要とする家庭や子どもに対し、個々の状況に応じた支援を行います。

① 障がいのある児童等への支援の促進

「向日市障がい福祉計画」、「向日市障がい児福祉計画」、「向日市障がい者計画」などと連携しながら発達上支援が必要なケースの早期発見・療育を進めるとともに、障がいのある児童等の生活面におけるさまざまな支援に取り組みます。

【 取り組み 】

施策	内容
児童の“生きる”力の支援 療育機会の提供	●児童の日常生活の能力の向上、対人関係の構築などを目指して、通所や訪問を通じて支援を行います。
相談支援の充実 相談の機会を提供	●児童や保護者からの相談に応じて、福祉サービスなどの利用に際し援助を行います。
様々な福祉サービスの提供 福祉サービスによる暮らしの支援	●自宅における入浴や排泄、屋外での移動に困難な障がいのある児童への支援、補装具の交付や修理、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付や貸与など、様々な福祉サービスにより日常生活の支援を行います。
交流機会の確保 交流の促進	●より多くの人たちとの交流を図るために、交流体験事業を実施します。
健康相談事業	●健康や育児について気軽に相談できる場として健康相談事業を実施します。 ●発達相談やことばの相談等、主に精神発達面について個別の指導が必要な子どもに対して専門家による相談を行います。

② ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立を支援するための相談体制や経済的支援の実施に努めます。

【 取り組み 】

施策	内容
ひとり親家庭の自立に向けた相談等の充実	●ひとり親家庭が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実を図ります。
ひとり親家庭向けの制度等の周知・啓発	●国や京都府、本市におけるひとり親家庭向けの各種制度等について、確実な周知・啓発に努めます。
ひとり親家庭の医療費負担の軽減	●ひとり親家庭を対象とした医療費支給事業については、今後も継続実施することで、安心して医療が受けられる制度運営に努めます。
ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	●ひとり親家庭が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施します。
公共賃貸住宅におけるひとり親等の優先入居制度の活用	●住居に困っているひとり親世帯等に対して、京都府の府営住宅特定目的優先入居制度を案内し、活用の促進を図ります。

③ 子どもの貧困（生活困窮世帯）対策の推進

経済的に困窮する世帯の子どもとその家庭の生活基盤の安定とそれぞれが抱えている課題に対する相談の充実と支援を行います。

【 取り組み 】

施策	内容
生活困窮者自立支援	●相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。
経済的支援	●生活保護制度や就学援助など各種の公的支援へ確実につながる仕組みづくりを行い、生活基盤の安定と経済的負担の軽減を図ります。
保護者に対する就労支援	●保護者の安定した雇用を確保し、子育てに力を注げる家庭環境を構築するため、子育てに配慮した働き方の実現に向けた就労支援を行います。そのため、関連部署で情報を共有するなど連携を深めます。
子どもの学習支援	●学ぶことのできる場の提供、補助学習や学習への動機づけを含めた学習支援を行います。

基本施策3 子育てに対する支援・相談の充実・・・・・・・・

【 方向性 】

子育て世帯が不安を抱え込み孤立することがないように、地域で支え合う環境づくりに努めます。

【 取り組み 】

施策	内容
地域子育て支援拠点事業の充実	●子育て家庭が相互に交流を行い、子育てについての相談や情報の提供、助言などを行う場の充実を図ります。 ●拠点の利用を促進するため、効果的な周知に努める。
ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)の充実	●安心して子育てができる環境づくりに向け、育児に関する相互援助活動であるファミリーサポートセンター事業の充実を図ります。 ●サポーター養成講座、交流会等を工夫して開催し、人材の確保と育成に努めます。
市民活動との連携	●子育て支援施策を推進するため、子育て支援サークルやファミリーサポートセンター、食生活改善推進員との連携を図ります。 ●子育て世代と支援する世代の交流を促進することで、お互いの連携を図り、地域全体で子どもを育てる意識を醸成します。
利用者支援事業の充実	●個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設や事業を円滑に利用できるよう相談を始め、保育園・幼稚園ガイドブックの発行等の支援を行います。



第5章 教育・保育の量の見込みと 確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

本市では、現在の保育所、認定こども園、幼稚園の利用実態として、小学校区や中学校区を越えて広域的に利用されている状況であることなどから、教育・保育提供区域は、全ての事業において、市域全体を一つの区域と決めました。

本計画においても、この考え方を踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 認定区分と提供施設 】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

(1) 1号認定(3～5歳)・・・・・・・・

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用園児数	647	671	673	700	786
幼稚園	3 か所	私立向陽幼稚園、私立成安幼稚園、私立まこと幼稚園			
認定こども園	1 か所	私立あひるが丘こども園			

【 計画 】

		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		1 号 認定	2 号 認定	1 号 認定	2 号 認定	1 号 認定	2 号 認定	1 号 認定	2 号 認定	1 号 認定	2 号 認定
			教育を 希望		教育を 希望		教育を 希望		教育を 希望		教育を 希望
量の見込み (A)		574	226	607	239	600	236	587	231	556	219
確 保 策 (B)	幼稚園	1, 184		1, 184		1, 184		1, 184		1, 184	
	認定こども園	20		20		20		20		20	
	合計	1, 204		1, 204		1, 204		1, 204		1, 204	
差引 (B)－(A)		404		358		368		386		429	

【 確保の方策 】

既存の施設で対応可能です。なお、保育所から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向も踏まえて検討します。(上表には、令和2年4月1日付けで認定こども園になる予定のもずめ保育園分を含んでいます)

(2) 2号認定(3～5歳)

【現状】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用希望園児数	677	676	688	701	732
保育所	7 か所	市立第 1 保育所、市立第 5 保育所、市立第 6 保育所 私立アスク向日保育園、私立レイモンド向日保育園 私立華月つばさ保育園、私立もずめ保育園			
認定こども園	1 か所	私立あひるが丘こども園			

【計画】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)		771	814	806	788	746
確 保 策 (B)	保育園	624	624	624	624	624
	認定 こども園	165	165	165	165	165
	合計	789	789	789	789	789
差引 (B) - (A)		18	△25	△17	1	43

【確保の方策】

一時的に多くの需要が見込まれるため、保育ニーズを踏まえ弾力的な運用により受け入れ、環境の整備に努めます。(上表には令和2年4月1日付け開園予定のかおりのほなほいくえん及び認定こども園になる予定のもずめ保育園分を含んでいます)

(3) 3号認定(0～2歳)・・・・・・・・

【現状 0歳】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用希望園児数	74	93	87	95	96
保育所	8 か所	市立第 1 保育所、市立第 5 保育所、市立第 6 保育所 私立さくらキッズ保育園、私立アスク向日保育園 私立レイモンド向日保育園、私立華月つばさ保育園 私立もずめ保育園			
小規模	4 か所	私立ニチイキッズ洛西口保育園、私立チェリーズハグ 東向日園、私立こよりほいくえん東向日、私立向日町 ひまわり保育園			
認定こども園	1 か所	私立あひるが丘こども園			

【計画 0歳】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)		110	110	109	108	106
確 保 策 (B)	保育園	86	86	86	86	86
	小規模	13	13	13	13	13
	認定 こども園	27	27	27	27	27
	合計	126	126	126	126	126
差引 (B) - (A)		16	16	17	18	20

【確保の方策】

既存の施設で対応可能です。(上表には令和2年4月1日付け開園予定のかおりのはなほいくえん及び認定こども園になる予定のもずめ保育園分を含んでいます)

【 現状 1、2 歳】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用希望園児数	379	422	433	446	482
保育所	8 か所	市立第 1 保育所、市立第 5 保育所、市立第 6 保育所 私立さくらキッズ保育園、私立アスク向日保育園 私立レイモンド向日保育園、私立華月つばさ保育園 私立もずめ保育園			
小規模	4 か所	私立ニチイキッズ洛西口保育園、私立チェリーズハグ 東向日園、私立こよりほいくえん東向日、私立向日町 ひまわり保育園			
認定こども園	1 か所	私立あひるが丘こども園			

【 計画 1、2 歳】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）		498	459	456	453	449
確 保 策 （B）	保育園	330	330	330	330	330
	小規模	46	46	46	46	46
	認定 こども園	83	83	83	83	83
	合計	459	459	459	459	459
差引（B）－（A）		△39	0	3	6	10

【 確保の方策 】

一時的に多くの需要が見込まれるため、保育ニーズを踏まえ弾力的な運用により受入れ、環境の整備に努めます。（上表には令和 2 年 4 月 1 日付け開園予定のかおりのほなほいくえん及び認定こども園になる予定のもずめ保育園分を含んでいます）

【 人口の見込みについて 】

1 号、2号、3号認定区分の量の見込みを算出するに当たり、以下の方法により、人口の見込みを算出しております。

本市では、桂川洛西口新市街地において、2016年から人口が急激に増加しました。人口推計においては、過去5年間にける人口を基に推計することが一般的ですが、こうした状況を考慮し、2010年(平成22年)から2019年(平成31年)3月末の過去10年間の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により推計しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	481	481	475	471	465
1、2歳	1,108	1,022	1,014	1,008	998
3～5歳	1,641	1,734	1,715	1,678	1,588
合計	3,230	3,237	3,204	3,157	3,051

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置箇所	1	1	1	1

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (実施か所数)	1	1	1	1	1
確保の内容 (実施か所数)	1	1	1	1	1

【 確保の方策 】

子ども及びその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や一時預かりなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、地域の子育て支援のNPO法人が運営する地域子育て支援拠点に相談窓口を設置し、利用者支援の充実を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用日数	14, 180	17, 915	26, 980	25, 804
7 か所	・ 子育てセンター 「すこやか」 ・ 子育て支援センター 「ひまわり」、「こすもす」、「さくら」 ・ 地域子育て支援拠点 「ねこばす」、「マナハウス」、「さくらんぼ」			

【 量の見込みと確保策 】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (延べ利用人員/年)		23, 868	22, 576	22, 366	22, 216	21, 975
確保策	実施箇所	7	7	7	7	7
	延べ利用人員/年	23, 868	22, 576	22, 366	22, 216	21, 975

【 確保の方策 】

現在、市内 7 か所で実施しており、地域人材による拠点づくりを進めるため、子育てを支援する団体や子育てサークルの活動の支援を行い、既存施設の利用者数の増加に向けて、検討します。

(3) 妊婦健康診査事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診対象者数	408	473	498	552
健診回数（延べ）	10,649	11,346	12,558	12,112

【 量の見込み】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み （延べ人数/年）	12,987	12,987	12,825	12,717	12,555
確保の内容 （延べ人数/年）	12,987	12,987	12,825	12,717	12,555

【 確保の方策 】

医療機関等に委託し、現在の提供体制を維持していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ訪問人数	446	467	513	522

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (実人数/年)	481	481	475	471	465
確保の内容 (実人数/年)	481	481	475	471	465

【 確保の方策 】

保健師等の訪問による現在の提供体制を維持していきます。

(5) 養育支援訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する助言・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用人数	291	290	376	321

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (実人数/年)	351	352	349	343	332
確保の内容 (実人数/年)	351	352	349	343	332

【 確保の方策 】

事業の実施については、現在、保健師及び委託事業者による訪問を行っていますが、より効果的な支援を行うことができるよう検討しながら確保に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に委託し、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用日数	0	14	18	22

【 量の見込みと確保策 】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (延べ日数/年)		18	19	19	19	19
確保策	実施か所数	5	5	5	5	5
	延べ日数/年	18	19	19	19	19

【 確保の方策 】

現在、5か所の市外の施設で実施しており、現在の体制を維持していきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業・・・・・・・・

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	940	1,372	1,409	1,071
1 か所	向日市ファミリーサポートセンター			

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	1,166	1,180	1,205	1,217	1,264
確保策（B）	1,166	1,180	1,205	1,217	1,264

【 確保の方策 】

サポーター養成講座、交流会等の内容の工夫と充実を図り、提供会員数の増加や活動内容の充実を図りながら確保に努めます。

(8) 幼稚園・認定こども園預かり保育・・・・・・・・

【 概要 】

幼稚園や認定こども園などで、教育課程にかかる時間の終了後などにおいて、在園する園児を預かる事業です。

【 現状 】

3 か所	私立向陽幼稚園、私立成安幼稚園、私立まこと幼稚園
------	--------------------------

【 量の見込みと確保策 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園・認定こども園		8,071	8,529	8,435	8,253	7,811
	1号認定による利用	4,972	5,254	5,196	5,084	4,812
	2号認定による利用	3,099	3,275	3,239	3,169	2,999

【 確保の方策 】

既存の施設で対応可能です。

(9) 保育所等一時預かり事業・・・・・・・・

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所及び認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

3 か所	市立第1保育所、私立レイモンド向日保育園、私立あひるが丘こども園
------	----------------------------------

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所・認定こども園	3,761	3,769	3,730	3,676	3,552

【 確保の方策 】

現在の提供体制を維持しながら、今後の事業の利用状況やニーズの把握に努め、必要に応じて事業の拡大を検討します。

(10) 延長保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【 現状 】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間人数		628	651	701	679
9 か所	保育園	市立第 1 保育所、市立第 5 保育所、市立第 6 保育所 私立さくらキッズ保育園、私立アスク向日保育園 私立レイモンド向日保育園、私立華月つばさ保育園			
	小規模	私立ニチイキッズ洛西口保育園 私立チェリーズハグ東向日園			

【 量の見込みと確保策 】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (実人数/年)		516	517	512	504	487
確保策	実施か所数	13	13	13	13	13
	実人数/年	516	517	512	504	487

【 確保の方策 】

現在、市内 12 か所の保育所で 1 時間延長(18:00～19:00)、1 か所の保育所で 2 時間延長(18:00～20:00)を実施しています。今後も現在の提供体制を維持していきます。

(11) 病児・病後児保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された施設で、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用日数	441	434	398	421
1 か所	病後児保育所カウベルキッズ			

【 量の見込みと確保策 】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (延べ日数/年)		683	689	690	689	689
確保策	実施箇所	2	2	2	2	2
	延べ日数/年	683	689	690	689	689

【 確保の方策 】

令和 2 年度に、2 か所目となる病児病後児保育施設を開設し、確保します。

(12) 放課後児童健全育成事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実人数	523	559	612	636
6 か所	市立第 1 留守家庭児童会、市立第 2 留守家庭児童会 市立第 3 留守家庭児童会、市立第 4 留守家庭児童会 市立第 5 留守家庭児童会、市立第 6 留守家庭児童会			

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（Ａ）	641	648	664	674	693
確保策（Ｂ）	641	648	664	674	693

【 確保の方策 】

入会児童数に応じ、施設整備等に努めます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・・・

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定保育教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。



第 6 章 推進体制

1 全庁的な推進体制づくり

本計画は、本市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための指針となるものであり、推進にあたっては、保健、医療、福祉をはじめ、教育など幅広い分野にわたる関係部局の連携が不可欠となることから、今後も引き続き、全庁的な取組みを積極的に進めていきます。

2 地域における活動との連携

少子化や核家族化などが進むなか、子育て家庭が孤立することがないように、地域全体で子どもを見守り育てていくことがますます重要であることを踏まえ、自治会、民生児童委員、主任児童委員、ボランティアなどの活動を核としながら、これらの関係機関・団体等と一層連携を図り、地域における子育て支援を推進していきます。

3 市民、企業等へのPRと情報提供

行政をはじめ、市民や企業、関係団体等が一体となって子ども・子育て支援に取り組んでいくことができるよう、本計画の周知に努めます。

また、本計画に基づく各種施策やサービス、相談窓口等に関して、わかりやすい情報提供を行っていきます。

4 計画推進及び進捗状況の検証

本計画を着実に推進するために、子育て支援課が中心となり、各関係課と連携を図りながら、本計画の推進状況の定期的な点検を行い、子ども・子育て支援の関係者や市民から構成される「向日市子ども・子育て会議」により、年度ごとの事業進捗状況の検証等を行い、事業の改善に努めます。

